

(第一類 第二号)

内閣委員会議録 第十六号

令和元年五月十五日(水曜日)
午前九時開議

出席委員
委員長 牧原 秀樹君

理事 平 将明君	理事 谷川 弥一君	内閣府副大臣 田中 良生君
理事 長坂 康正君	理事 牧島 かれん君	外務副大臣 あべ 俊子君
理事 松本 剛明君	理事 山内 康一君	厚生労働副大臣 善徳君
理事 大島 敦君	理事 岡本 三成君	内閣府大臣政務官 安藤 敬君
理事 安藤 裕彦君	理事 池田 佳隆君	経済産業大臣政務官 滝波 宏文君
理事 泉田 宏幸君	理事 大隈 和英君	国土交通大臣政務官 工藤 裕君
理事 神谷 昇君	理事 本田 俊平君	政府参考人(内閣官房ギヤンブル等依存症対策推進本部事務局内閣審議官) 長尾 彰三君
理事 杉田 水脈君	理事 松野 博一君	政府参考人(内閣官房内閣審議官) 德永 崇君
理事 中山 展宏君	理事 三谷 英弘君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 岩下 昌平君
理事 西田 昭二君	理事 大河原 雅子君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 今井 雅人君
理事 松野 博一君	理事 近藤 昭一君	同日 辞任 大隈 和英君
理事 杉田 昭二君	理事 初鹿 明博君	同日 辞任 今井 雅人君
理事 松本 洋平君	理事 早稻田 夕季君	補欠選任 岩下 昌平君
理事 本多 太郎君	理事 阿部 知子君	阿部 知子君
理事 本田 高木	理事 岩本 あき子君	大隈 和英君
理事 小寺 啓君	理事 篠原 豪君	阿部 知子君
理事 金子 俊平君	理事 山尾志 桜里君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 池田 佳隆君	理事 森田 俊和君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 大隈 和英君	理事 山岡 達丸君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 本田 俊平君	理事 佐藤 茂樹君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 金子 俊平君	理事 浦野 靖人君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 福田 正信君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 井野 靖久君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 植田 浩君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 田中 愛智朗君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 小野田 壮君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 北村 博文君	同日 辞任 早稻田 夕季君
理事 田中 愛智朗君	政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 吉開正治郎君	同日 辞任 早稻田 夕季君

内閣府副大臣 田中 良生君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
外務副大臣 あべ 俊子君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
厚生労働副大臣 善徳君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
内閣府大臣政務官 安藤 敬君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
経済産業大臣政務官 滝波 宏文君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
国土交通大臣政務官 工藤 裕君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房ギヤンブル等依存症対策推進本部事務局内閣審議官) 長尾 彰三君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣審議官) 岩下 昌平君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 今井 雅人君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 井野 靖久君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 植田 浩君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 田中 愛智朗君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 小野田 壮君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 北村 博文君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）
政府参考人(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 吉開正治郎君	（資源エネルギー庁資源・南亮君）

五月八日
国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要請書(辻元清美君外百二十四名提出、平成三十一年衆予調第一号)
は本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要請に関する件
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第百九十六回国会閣法第五六号)

内閣の重要な政策に付する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

○牧原委員長 質疑の申出がありますので、順次 これを許します。神谷昇君。	○牧原委員長 質疑の申出がありますので、順次 これを許します。神谷昇君。

○神谷(昇)委員 自由民主党の神谷昇でござります。

きょうは、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、東シナ海での中国の油田開発、そしてまた、日本近海におけるメタンハイドレートにつきまして質問を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、東シナ海での中国の油田開発の歴史でござりますけれども、この歴史は一九九〇年代から始まつたと言われておりますけれども、まずこの経過についてお尋ねをしたいと思います。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

中国は、一九九〇年代から、東シナ海における日中の地理的中間線の中国側において油ガス田を開発しています。二〇〇四年からは、中間線付近の白権で採掘施設の建設が開始されたのを政府として確認いたしました。

○神谷(昇)委員 今、御説明をいただきました。かなり前から開発して、そして二〇〇八年に日中合意がされた。その後も、あること、いちやもんをつけてどんどん一方的にして、いわばやりたい放題されている。それについて抗議はするけれども何ら日本の国益につながっていないことが、今の御説明でわかつたわけであります。そうすれば、もう一度聞きたいんですが、二〇〇八年の六月合意、日中の合意ですね、これについてちょっとと詳しく述べてください。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

二〇〇八年六月合意は、東シナ海を平和、協力、友好の海とするとの首脳間の共通認識を実現するための協力の第一歩として、東シナ海の境界画定が実現するまでの過渡的期間において、双方の法的立場を損なわないことを前提に、東シナ海の北部において共同開発を行うこと、白権の現有内容として、二〇〇八年六月に日中の間で合意されたものでございます。

その後、中国は東シナ海において資源開発を活性化させ、政府として、日中の地理的中間線の中国側で、二〇一二年六月以降に新たに十二基、それ以前から確認してきたものを含めると合計十六基の構造物を確認しております。

これを受け、二〇一五年七月、政府としましては、現場の状況について適切な形で関連情報を公表することとし、構造物の位置を示した地図や関連の写真を外務省のウェブサイトに掲載することをいたしました。

当該海域においては、これらの構造物に加え、

ところが、昨年の二〇一八年十月の日中合意がありまして、早期に話を進めていく。その中でもやはり、ことしの六月の二十八、二十九日に大阪でG20が開催されまして、習主席もお越しになりました。G20までの中にはどういう進展があったといふには言われております。

政府としましては、このような中国側の一方的な開発やその既成事実化の試みの中止を求めて、繰り返し抗議しております。

こうした状況の中、昨年十月に開催された日中首脳会談におきましては、両首脳は、二〇〇八年合意の完全な堅持を確認しつつ、この合意の実施に向けた交渉の早期再開を目指し、意思疎通を一層強化していくことで一致しております。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一八年十月に開催された日中首脳会談において、委員御指摘のとおり、両首脳は、二〇〇八年六月合意の完全な堅持を確認し、その実施に向けた交渉の早期再開を目指し、意思疎通を一層強化していくことで一致しております。

○神谷(昇)委員 二〇〇八年六月に合意をされた日中首脳間のやりとりを踏まえ、先週には日中高級事務レベル海洋協議を開催するなど、さまざまな機会を捉えてこの合意について率直な意見交換を実施しているところでございます。

中国に対しましては、この合意に基づく交渉を早期に開催し、この合意を早期に実施するよう引き続き強く求めていく所存でございます。

○神谷(昇)委員 二〇〇八年六月に合意をされた、その後も、あることから一方的に開発を進めしていく、そして、二〇一八年にまたその話を進めしていく、いわば同じことの繰り返しであります。

これが、果たして外務省は日本の国益を守つておられるか。私は、大変この件について大きな疑問を感じております。

話合いする、話合いする、その中で相手は一方的に油田を開発しているんですよ。そうしたら、それをとめる、もうしない、話がつくれないとか、そういう約束もできていないんですね。そんなことで日本の国益が守られるのか。

○神谷(昇)委員 今、説明をお聞きますと、日本中の境界画定、そんなのはいつごろできるかといふことになりますと、これは非常に可能性は薄い

といふふうに思っております。そうして、この二〇〇八年に合意をしながら一方的に破棄をされました。これはまさに憂慮すべき事態であります。

ですね。日本はもう見ているだけ。こんな現状で日本の国益が守られるか。やはり日本も、さつと、対抗して油田を開発するとか、あるいはそのようなことをしなければいけないと私は思つておりますよ。

油田というのはつながっているんじゃないですか。メタンハイドレートみたいに固体であつたら別なんですが、これはつながっているん違うか。そういう情報もありまして、それまでに一定の前進があるというふうには言われておりますけれども、その辺の、二〇一八年の十月の日中首脳会談からこのG20までの中にはどういう進展があつたか、御説明をいただきたいと思います。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一八年十月に開催された日中首脳会談において、委員御指摘のとおり、両首脳は、二〇〇八年六月合意の完全な堅持を確認し、その実施に向けた交渉の早期再開を目指し、意思疎通を一層強化していくことで一致しております。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一八年十月に開催された日中首脳会談において、委員御指摘のとおり、両首脳は、二〇〇八年六月合意の完全な堅持を確認し、その実施に向けた交渉の早期再開を目指し、意思疎通を一層強化していくことで一致しております。

○神谷(昇)委員 今、説明をお聞きますと、日本の國益が守られるか。それは断定できませんよ。しかし、断定できないけれども、その辺のきちっとした調査はされていてるんですか、していないですね、ほつたらかし。そんなことで、日本の側の原油がどんどんどんどん吸い取られている可能性は否定できませんよ。これで國益を守れるんですけどね。

○神谷(昇)委員 海の底のまた地中でございますから、それは断定できませんよ。しかし、断定できないけれども、その辺のきちっとした調査はされていてるんですか、していないですね、ほつたらかし。そんなことで、日本の側の原油がどんどんどんどん吸い取られている可能性は否定できませんよ。これで國益を守れるんですけどね。

○神谷(昇)委員 我々国民からすれば、どんどんどんどん開発している。その原油がそれているところは、向こうの報告でありますけれども、それは本当かどうかわかりませんね。どれだけの日本の原油がそれているか、それさえわからぬ。その中で、約束をしながら、どんどんどんどんそれを破棄して、中国側は一つ一つふえていくんですね。そうすると、日本も、国民感

情からすると、そんな見ていいで日本も開発したらどうですか、こういう単純な疑問が発生する

と思うんですが、いかがですか。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

政府としましては、引き続き、中国側に対しまして、一方的な開発を中止するよう今後も強く求めています。また、東シナ海資源開発に関する二〇〇八年六月合意に基づく交渉を早期に再開し、同合意を早期に実施するよう、引き続き強く求めています。

その上で、御指摘の点に関する今後の対応等について、中国側の対応を見きわめながら、政府全体として戦略的観点から検討していきたいと考えております。

○神谷(昇)委員 求めているいろいろと行動していただいていることはわかりますね。国民から見れば、東シナ海の油田開発は一方的に中国のやりたい放題、そういうふうに国民党は見えていますよ。日本の国益が大きく阻害されているというふうに思つております。

そしてまた、東シナ海を始めとする日本近海における、日本の同意なしですね、排他的經濟水域に中国がやつておりますね。これについてどう認識されておりますか。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、我が国の排他的經濟水域において、中国の海洋調査船による我が国の同意を得ずに対し施された海洋の科学的調査が確認されておりまます。我が国の排他的經濟水域において、外国船舶等が我が国の事前の同意なく海洋の科学的調査を行うことは受け入れられず、政府としては、かかる調査が行われる場合には、調査の中止を要求するとともに、厳重な抗議等を行つてあるところです。

我が国の抗議にもかかわらず、こうした問題のある海洋の科学的調査が繰り返し行われていることは極めて遺憾であり、引き続き、関係省庁間で連携し、毅然かつ冷静に対処していくべきだと考えております。

○神谷(昇)委員 前に、小笠原諸島のサンゴを大

量に略奪された、いわば国際法を全く無視したことがありましたね。そのときも、黙つて見ていましただけ。となるだけとつたら、もう向こうはさつと帰つた。こういう現実は国民はよく見ていていますよ。

今の答弁でございますけれども、抗議する、何なります。しかし、結果は全然出でおりませんよ。政治というのはやはり結果ですよ。これからが、そういう強い抗議はなさいましたか。

○田村政府参考人 失礼いたしました。

一方的な資源開発の現状につきましては、極めて遺憾なことであり、先月の河野外務大臣の訪中時も含め、これまで中國側に対しても繰り返し抗議を行つてあるところでござります。一方的な開発行為その他の既成事実化の試みを中止するよう強く求めてきていたところでござります。

今後もそのように求めたいと考えております。大臣は非常に頭の切れる聰明な方でございますから、何とか中国と相対峙して、日本に結果をもたらすようにひとつまた頑張つていただきたいと思つところであります。

四月の二十五日から二十七日の三日間で、第二回一帯一路国際協力ハイレベルフォーラムが開催されていますから、河野外務大臣、そしてまた、あべ副大臣は非常に頭の切れる聰明な方でございますから、何とか中国と相対峙して、日本に結果をもたらすようにひとつまた頑張つていただきたいと思つところであります。

○神谷(昇)委員 なかなか相手は難しい国でございますから、大臣は非常に頭の切れる聰明な方でございますから、何とか中国と相対峙して、日本に結果をもたらすようにひとつまた頑張つていただきたいと思つところであります。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、我が国の排他的經濟水域において、中国の海洋調査船による我が国の同意を得ずに対し施された海洋の科学的調査が確認されております。我が国の排他的經濟水域において、外国船舶等が我が国の事前の同意なく海洋の科学的調査を行うことは受け入れられず、政府としては、かかる調査が行われる場合には、調査の中止を要求するとともに、厳重な抗議等を行つてあるところです。

な感じでしょうね、同港の運営権を九十九年間、中国企業に貸し出すことを合意をさせられたことになります。

それで世界は震え上がつたんですね。中国のお金を使ってつくる、返されなかつたら、植民地化みたいなになる、あるいは軍事拠点化をされるのではないか。それで一気に不安が広がつたわけです。この第二回の四月のハイレベルフォーラムには、スリランカは欠席しておりますね。

中国は、一带一路で、そしてこれから世界の開発をして世界をよくするという思想と裏腹に、こ

ういうことが現実にわかつてきました。マレーシアでもそうですね。高速鉄道、巨大な金額を先日、五千億を縮小して、そしてまた地元の仕事の割合を三割から四割にふやす。やはり世界は、中国恐るべしということになつてきているんですね。

その中で、中国は日本に近づいてきておりますよね。中国では、もう世界は話にならぬといふことは中国も認識しまして、ようやく中国は、日本と共同で開発することによって信用度をつける、そういうふうに今、これまでやりたい放題していだ中国が日本に近づいてきているんですね。それと、今は米中貿易摩擦、言いようによつては経済戦争ですね。その中で、中国は日本に寄り添つてきた。私は、これは非常にチャンスだと思います。これを捉えて、今こそ中国と日本のイコールパートナーを築く。

特に、この第二回のフォーラムでも、二階幹事長が基調講演もして、いろいろやつております。二階幹事長は、家は引っ越しでさても、國同士は引っ越しできないんやから、やはり隣の国とは仲よくなあかん、そういうことを常におっしゃつておられるんですけれども、今こそこのイコールパートナーについてお聞かせを願いたいというふうに思つております。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。

まさに日中新時代の幕あけであります。この中にはつて、河野外務大臣、そして、あべ副大臣の手腕に大いに期待をしておりますので、ひとつまたよろしくお願ひをしたいと思います。

○あべ副大臣 神谷委員お答えいたしました。

日本両国は、地域及び世界の平和と繁栄に大きな責任を共有しているところでございます。中国側に対して主張すべきところは主張しつつ、長期

的に安定的な関係を築いていくことが重要だといふふうに考えているところでござります。

昨年の両国の首脳の相互往来を通じまして、日中関係は正常な軌道に戻りました。現在生まれて得つつあるところでございまして、新たな発展を定的な形で发展させていく上で、また本年は極めて重要な意義を有する一年になると考へているところでござります。

六月のG20大阪サミット、習近平国家主席をお迎えする中にございまして、昨年の首脳相互往来の成果を踏まえた上で、政治的にも、また経済的にも、文化の幅広い分野におきまして、対話と交流と協力を積極的に推し進めていくとともに、また、地球規模の課題についても、ともに肩を並べて取り組んでいけるようにしていきたいというふうに考えております。

同時に、委員の御懸念でござります資源開発を含む東シナ海の諸問題に関しまして、引き続き、首脳同士で率直に議論をしていきながら、日中新時代にふさわしい日中関係のあり方を内外に示すことができるべきだというふうに考えているところでござります。

○神谷(昇)委員 ありがとうございます。

まさに日中新時代の幕あけであります。この中にはつて、河野外務大臣、そして、あべ副大臣の手腕に大いに期待をしておりますので、ひとつまたよろしくお願ひをしたいと思います。

引き続きまして、燃える水と言われておりますメタンハイドレートについて質問を申し上げます。

二つに分けまして、砂層型、表層型がありますて、日本は砂層型を先行して開発していると聞いておりますけれども、その現状と問題点についてお示しをいただきたいと思います。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

日本周辺海域に豊富に賦存することが期待されるメタンハイドレートの開発ですが、エネルギー安定供給の観点から極めて重要なと考へてお

ります。

昨年五月に閣議決定されました海洋基本計画において、平成三十年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、技術開発を行うとの目標を掲げまして、砂層型及び表層型のそれについて、開発段階に応じた取組を推進しております。

砂層型につきましては、平成十三年度から調査研究を開始しておりまして、賦存量調査や技術開発に加えて、実際に海洋でのガスの生産試験を二回ほど実施しております。これらの試験では、ガスの連続生産に成功した一方、生産量が安定しないなどの課題を確認しました。

これを踏まえまして、現在、生産量を安定させることのための技術開発などに取り組んでおります。表層型につきましては、平成二十五年度から調査研究を開始しておりまして、賦存量調査により、表層型の分布が見込まれる構造を千七百四十二カ所確認しております。

これを踏まえまして、現在、メタンブルームも含めまして、回収・生産手法の実現可能性調査などに取り組んでいるところでございます。

○神谷(昇)委員 なかなか、砂層型につきましても、開発が難しい、これはもう非常に困難な技術だ

というふうに思っております。

そこで、今、ここでちょっとお聞きしたいんで

すが、石油があります、石炭があります、LNG、それからメタンハイドレート、いわば燃料があるわけでございますけれども、燃焼時の二酸化炭素排出について、その辺、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

メタンハイドレートですが、これは、天然ガスの主成分であるメタンガスが回収されます。したがいまして、燃焼時の二酸化炭素排出量は、天然ガス、LNGと同程度でございます。

このため、メタンハイドレートから回収される

熱量を得る場合、石油と比べまして約三分の一、石炭と比べまして約半分程度というふうに考えられております。

○神谷(昇)委員 ちょっとどうつかりました。あと

べ副大臣、もう質問はございませんので、ひとつずつとおつてほしいですけれども、お引き取

りください。

○牧原委員長 あべ副大臣はどうぞ御退室ください。

今のお御答弁を聞きましたと、メタンハイドレ

ト、石油の三分の一、それから石炭の半分のCO₂、非常に、いわば、今、二〇三〇年に向かって、日本として、二〇一三年と比べて二六%の温

室効果ガス削減、これ、いいですね、成績が。こ

れども、大きな泡がぼこぼこ出ているんですね。これが空気中に出ると大変なことになる

んですよ、温室効果ガスだということ。そういう

ところもまだ研究が進んでいない。非常にこれ

も困った話かなというふうに思っております。

そうしたら、今後の砂層型、表層型の開発スケ

ジュールについてちょっと教えてください。

○南政府参考人 お答え申し上げます。

メタンハイドレート開発につきましては、平成三十年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指しているところでございます。

この目標の達成に向けて、直近五カ年に取

また、表層型につきましては、回収・生産技術

の開発、賦存状況やメタンブルームを含む海底の状況等を把握するための海洋調査などに取り組むということとしております。

○神谷(昇)委員 このメタンハイドレートにつきましては、いつごろから開発が進んだかといいますと、やはり一九九〇年代からですね。そうすると、もう三十年近くになつていて。この三十年間、日本のGDPはほとんど上昇していません

ね。労働生産性も横ばいなんですね。まさにこの三十年近くは日本のいわば停滞の歴史なんです。

その一つが、これだけ今、先ほどお聞きした、石油の三分の一、石炭の半分のCO₂の排出量、こんなすばらしいエネルギーの開発をいまだにやつてある。こういうことが積み重なつて労働生産性が上がり、そして日本のGDPは上がつていません。私はその辺を、今この日本の国を挙げて、やはり反省すべきは反省しなければいけないと思いますが、

そういうところからいいますと、いわば日本の近海にはメタンハイドレート、そして東シナ海上には原油、そしてまた貴重資源、金属、いっぱいありますよ、日本に。それを遅々として開発しようとしない。ここにあつとお金をつけ込んで開發して、そして、資源小国と言われている日本から脱却する必要があるんではないですか。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

重要な取組であります。

特に、我が国の周辺海域に存在するメタンハイドレート等の海洋エネルギー、資源は、商業化されれば我が国の自給率向上に資する貴重な国産資源となるものであり、その開発の推進は、我が国の国益の確保のため非常に重要であると考えております。

このため、昨年五月に策定された第三期海洋基

本計画におきましても、海洋エネルギー、資源の開発推進を主要政策の一つとして位置づけ、産業化に向けた持続的な開発の推進、成果の蓄積、維持に努めることとしておりまして、その際の具体的な技術課題、方法論、スケジュール等について

は、海洋基本計画に基づき本年二月に経済産業省が改定した海洋エネルギー・鉱物資源開発計画において明らかにされております。

その工程表に基づきまして、砂層型、表層型と

もに着実に商業化が進むよう、海洋政策担当大臣としてしっかりと後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

的に推進してまいりたいと考えております。

○神谷(昇)委員 大臣、いつもながら本当によう、海洋基本計画に基づき、関係省庁とともに、海洋エネルギー、資源の開発に向けた取組を積極

球温暖化対策に資することだと思っております

で、ひとつ、これまで以上に御協力、また御活躍を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

終わります。ありがとうございました。

○牧原委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 立憲民主党・無所属フォーラムの阿部知子です。

質問に先立ちまして、宮腰大臣に、せんだけて、五月十一日の、丸山穂高議員がビザなし交流で北方領土に行かれたときの発言、団長に対しても、戦争でこの島を取り返すのは賛成ですか反対ですか、さらに、やりとりの後、戦争しないどうしようもないですかなどの一連の発言をなさいました。

もともと我が国は、憲法九条において武力による紛争の解決を掲げ、また、国会議員には十九条で憲法擁護の義務といふものが課せられております。政府として、また大臣として、この丸山議員の発言、外交上も大変大きな問題を来すと思いますが、とりわけ九条に関する問題、また十九条に関する問題、どのようにお考えですか。

○宮腰國務大臣 私は、この内閣委員会におきましては沖縄北方担当大臣といふことで呼びいただいているわけではありませんが、その上で改めて申し上げるとすれば、今回の同議員の発言については、我が国の方針とも相入れないものであり、それから元島民の皆さん方の思いとも相入れないものであつて、極めて不適切な発言であるというふうに考えております。

○阿部委員 憲法を守れない議員が、議員である資格はないです。

加えて、もちろん、長年の北方領土返還を求める血のにじむような努力に対しても、今大臣がおっしゃったように、後ろ足で砂をかけるような、冒瀆するような発言と思います。私は、この国会で特に若い世代がこのような発言をされるごとに、歴史認識への甘さ、憲法についての認識の甘

さに非常に危機感を覚えます。

そして、政府として、大臣おっしゃいましたが、確かに北方領土や沖縄担当ではありません、これは政府としての自覚において、そういう若い議員が現実に存在しているということであります。私どもは、丸山議員に辞職を求めますし、そんと襟を正して事に臨んでいただきたいと、冒頭お願い申し上げます。

私は、本年の三月から、とりわけ宮腰大臣が預かる企業主導型保育について、極めて問題に入らせておきましたが、このままでは子供を預かることになりますが、これも冒頭申し上げたいことがあります。

その大きな論点の一つは、この間、例えば児童育成協会が、いろいろな至らぬところ、審査のずさんさ、あるいはその後も、二十八年度、二十九年度、予測を大幅にいわば実情とかけ離れて計算してきましたことなど、児童育成協会にも問題があるうかと思いますが、実は、最も問いたいのは内閣府の責任であります。内閣府が主体的にこのことを総括しない限り、次にどこの事業者に何を委ねようとも、私は問題の本質は変わらないと思っております。

そうした観点から、本日は、児童育成協会と内閣府との間のやりとりメール、これは、実は九月に児童育成協会が、誤信、誤配達したメールによつて、内閣府とのやりとりが発覚いたしました。そこで、内閣府が主体的に総括するためのその素材として、内閣府が主導的につくられた新たな追加の動きが始まりました。私はこの委員会でもずっと、この二〇一八年度予算のところは、二〇一六年度、一七年度をきちんと総括していない中で保

れは委員長にお伺いいたします。なぜ、当然ながら、世の中に広く送信されたメールでございま

す。事業者はこれを見て驚きました。何が起こつているのですかとお尋ねがあつて、私はこれを入手するところとなりました。偽りのものであります。私が誤送信されたものであります。なぜこの場に出せないのでしょうか。お考えを伺います。

○牧原委員長 朝の理事会で協議をしましたが、理事会の皆様の合意が得られなかつたということです。私はこの企業主導型保育所について、きょうの段階では認めなかつたものでございます。

○阿部委員 きょうの段階ではと申しますのであれば、今後、私はこの企業主導型保育所について集中審議をすべきであると思っています。現在、募集もまつております。新たな事業者選定会々の前に、何度も申しますが、内閣府自身が総括をされないと、トカゲの尻尾切りでは解決をしないほど深刻な問題があるからお願いを申し上げているところです。

どなたが反対されたのかわかりませんが、そうやって行政の瑕疵、問題を隠し続けて事を前に進めていいわけがありません。引き続いてぜひ集中審議を理事会でお諮りいただきたいが、委員長、いかがでしよう。

○牧原委員長 後刻、理事会で協議をさせていただきます。

○阿部委員 まことに私はこの委員会としての誠意がないと思います。

そして、質問に入りますが、宮腰大臣にお伺いいたします。

きょう、資料の一枚目、お手元にござります。

過大な予算の裏側には、いわゆる企業の厚生年金の企業負担分の引上げがございます。二〇一九年度は〇・三四%と引き上げられております。も

うこの点は大臣に繰り返し、企業に協力してもらふんだから、きちんとこちら側が正しいデータを出さないと、これは、この事業が危うくなるんだと私は申し上げてきました。

大臣に改めて伺います。なぜ、二〇一八年度、決定額、確定値ではありません、で見ても三・一万人分の運営費しかいかないのに、なぜ、九・二万人、翌年に六万人増加の予算が組まれるので

しょう。御答弁をお願いします。

○宮腰国務大臣 委員御指摘のとおり、平成二十一年度の企業主導型保育事業の運営費の助成額が予算を下回る状況となつておりますが、これは、制度が二十八年四月に始まり、各施設が開所して間もないことや、開設当初は定員充足率が低くならざるを得ないことなどが要因と考えております。

平成三十一年度予算の編成に当たりましては、こうした点も踏まえつつ、待機児童解消に向けた子育て安心プラン等に必要な予算を確保するため、経済団体との協議も経て、新たに二万人分の運営費を計上しております。

今後の予算編成に当たりましては、三月の検討委員会報告書を踏まえた定員充足率の改善や自治体との連携など、事業の一層の改善を図っていく中で、これまで以上に、事業の実施状況や積立金の推移などを注視していく必要があるというふうに考えております。

○阿部委員 大臣、本当に答弁になつていないです。

二〇一八年度予算、これはまだ確定値ではありません。しかし、三・一万人分しかないと、現状、使われている分が、九・二万人分の運営費が要求されるって、どういうことですか。六万人も、どこから湧いてくるわけないじやないですか。なぜ、こんな過大な予算を編成しますか。

その結果、ずっと過大だから、二〇一六年度は五百九十九億の積立金が残り、剩余金です。二〇一七年は五百二億円が残り、二〇一八年度も、恐らくこのままだと六百億円以上残るでしょう。残るということは何を意味しているのか。大事なお金が死蔵されるということあります。子供たちの保育の質をよくすることに使つたり、私は、お金は生かすべきだと思います。

でも、なぜこんなことが起るかといふと、予算請求が過大だからです。大臣、どうやつたら六万人分プラスになりますか。千六百五十億円は

九・二万人分の運営費であります。一万人分を百九・二万人もいるから、ここでもまた剩余金が出来ます。剩余金を残すためにやつてあるんですか。五百億から六百億、毎年剩余金が出ていく。

何のためですか、大臣。いかに何でも、私は、内閣府のこの予算の組み

方、これが特別会計だからといって、なあなあで、いいよいよ流れていくこと、そして一方で、児童育成協会、問題だつたとバッシングしている場合じやない、内閣府が問題なんだ、そう思います。

臣、先ほどのは御答弁ではありません。

委員長、私は、小野田さんは答弁をしないとう約束でここに来てもらいました。答弁は要りません。委員長に、私は大臣を指名しました。小野田さんは発言をしないという約束でここに来ていいんですから、出てこないでください。混乱させ

るだけです。大臣によく説明して、九万人の意味を御答弁くださいと申し上げました、きのうも。この件で三回レクをしましたから、大臣は御答弁できるはずです。

○牧原委員長 大臣、お答えできますか。

○宮腰国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、本年度予算案の編成に当たりましては、しっかりと厳しく受けとめる必要があると考へております。

会計検査院のこの調査は、いろいろ問題があるのではないかという施設を中心にしてこの調査を取りまとめられたものであります。私はもいたしまして、いわば全教調査を行つたわけであります。そのためには、もちろん、当然、定員割れが多いのでありますけれども、しっかりと定員に近い形で運営を行つておいでになつたところも多々あるわけであります。

もちろん、定員割れがいいというわけではありませんけれども、この仕組みを、制度を利用しておいでになる方々のお話を聞きますと、やはり、その四月初め時点では定員をいっぱいにするといふことになると、転勤だとか、年度途中で入所したいという方々も多々おいでになるわけであります。

今後の予算編成に当たりましては、これまで以上に、事業の実施状況や積立金の推移などを注視をしていきたいと考へております。

○阿部委員 何で答弁していただけないんですか。累計九万人にならないじやないですか。

二〇一八年度、七万人予測して三・一万人にし

六万人も過大、それで予算だけとつていて、そんなことが許されていいんですか。結局、剩余金に

なるじゃないですか。そういう構造を本当に繰り返すことをやめていただきたいんです。私は、大臣、おわかりじやないんだと思います、まだ。何で九万人も運営費をとるんですか。余るじやないですか。こんなに整備できないし、こんなに子供

はいなし。

大臣、最後のページを見てください。これは、会計検査院からも指摘されていますよ。「企業型保育定員割れ多発」、三分の一の施設で定員の五〇%未満ですよ、二十八、二十九年度で。会計検査院は、これはサンプル調査をいたしました。二百三十三施設のうち三分の一に当たる七十二施設が定員の五〇%未満であると。会計検査院は国の公のものです、すなわち、定員が満ちていないといふことは周知の事実なんですよ。その中で、なぜこんな過大な要求をなさいますか、明確に答弁してください。お願いします。とめてください、答弁ないなら。

○宮腰国務大臣 会計検査院の御指摘については、しっかりと厳しく受けとめる必要があると考へております。

会計検査院のこの調査は、いろいろ問題があるのではないかという施設を中心にしてこの調査を取りまとめられたものであります。私はもいたしまして、いわば全教調査を行つたわけであります。そのためには、もちろん、当然、定員割れが多いのでありますけれども、しっかりと定員に近い形で運営を行つておいでになつたところも多々あるわけであります。

もちろん、定員割れがいいというわけではありませんけれども、この仕組みを、制度を利用しておいでになる方々のお話を聞きますと、やはり、その四月初め時点では定員をいっぱいにするといふことになると、転勤だとか、年度途中で入所したいという方々も多々おいでになるわけであります。

○阿部委員

○宮腰国務大臣 昨年十月、本事業の実務を担う公益財團法人児童育成協会から、助成を受けた全

ただきたいと思います。

○阿部委員 一定の空き枠が、何で現状三・一万人はかいないものが九万人になるんですか。一定の空き枠はあつてもいいですよ、当然。でも、余りにひどいじやないです。三倍に水増し、障害者雇用じやあるまいし。何でこうやって水増し予算を組んでいますか。余るに決まつてますか。余るじやない、このお金。

大臣、そうしたら、ここで何百億と余つたら、次、責任とられますか。こんな予算を組んだら、当然余りますよ。明確にしていただきたい。

おまけに、きょう出すことのできなかつたメールを読ませていただきますが、いつからこうした定員割れの実態、あるいは事業がうまくいっていない実態を内閣府は知つていただんですか。私は、二〇一八年度の九月の二十七日のメールを御紹介いたします。

ここには、貴所、すなわち内閣府と、現在あるリスクや中期的な視座に立つた上で、今解決しておくれべき問題点等について、胸襟を開いて意見交換したいと、去年の九月に、児童育成協会から内閣府に投げかけられています。そして、そこの中には既に三つの、今助成金の返還を求めている施設の名前も出ているし、既にこの時点で裁判になつて、ANELLAや子どもの杜も出ています。すなわち、内閣府は、相次ぐ不祥事を、既に二〇一八年の九月には知つておつたと。児童育成協会の必死のメールです。

現在、非常に危機的状況にあります。これをブレークスルーすることで、本事業も協会の組織も今より強靭になる、オペティミズムにすぎないかもしれません。私はそう確信しておりますと、育成協会の側からそれだけ言われて、放置して、知らぬ存ぜぬで、そして今もつて過大な予算を組む、これが企業主導型保育をやる内閣府の姿ですか、姿勢ですか。大臣、最後に御答弁ください。

○宮腰国務大臣

○宮腰国務大臣 まず、ポスターの件でありますけれども、御指摘のポスターにつきましては、その内容について内閣官房や経産省において事前に確認したものではありませんが、本ポスターについては、ギャンブル等依存症について本人や家族に気づきを促し、適切な医療や支援につなげることの重要性を啓発しているものであると考えております。

私も、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議に何度か出席をさせていただきまして、現に依存症を経験した方々、あるいは依存症からの立ち直りを支援している活動をしておいでになる方々、あるいは治療を行つておいでになる先生方などから直接御意見を伺つたところでありまして、その際に、やはり全てとめるということによつて逃げ場を失つて逆効果の部分もあるということは、関係者の方々からも実は御意見は伺つたところであります。

このポスターについては、関係事業者の自主的な取組を推進しつつ、予防が図られるものとなるようにするために必要な施策を講じるという趣旨であるというふうに考えておりまして、いずれにしても、SNS等の活用などを含めて、依存症問題に対する普及啓発活動をやつしていくべきだと思つております。当該ポスターは全国公営競技施行者連絡協議会がみづからでの判断で作成しているものというふうに考えております。

ホームページにつきましては私も拝見いたしました。トップページにおける最新の情報を掲載する欄において啓発週間にに関する情報が掲載されて

いるというふうに承知いたしております。各競技の運営情報、安全対策を含めて一般にホームページに掲載すべき情報は非常に多いため、ホームページのどの位置にどの大きさで掲載すべきかといふことで、関係競技団体に対しましては、所管省庁を通じて、啓発週間であるということについての指導といいますか、再認識をしてもらつよ

うに努めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○初鹿委員 ちょっと長い答弁でしたけれども、最後のところはしっかりと行つていただきたいと思

います。

月八日にこの内閣委員会で、大阪府と大阪市がつ

くつて、何でこんなことになつているのかというと、三

ですが、このパンフレットが非常に問題だとい

うに、指摘をしました。

ここで何が問題かといふと、ギャンブルについ

て、生活の問題が生じないよう金額と時間の程度

を決めて、その範囲で楽しむ娛樂ですといふう

に書いてあつたんですね、そのチラシが。それ

で、このチラシをつくつてある主体がどこかとい

つたら、IR推進局だつたんですよ。

つまり、事業主側がつくると、事業をやつてい

る側がつくると、どうしても、依存症対策をやつ

て、依存症になつてギャンブルをやらないといふ

ことになると、簡単に言うとお皆さん減ること

ですから、減らないようにしようという意識がど

うしても出てきてしまつて、こうやつて戻つてくる

ればいいような、そういう発想になつてしまふん

だと思うんですね。

ですから、まず、この事業者に対する普及啓発

というのは非常に重要なんですよ。特に公営競技

の施行者に対して、きちんとギャンブル依存症と

いうものに対する理解を深めていかなければなら

ないと思います。

そういう面では、施行は自治体ですから、首長

団体支援事業をおきましては、国が二分の一の補

助をすることになつてゐるわけであります。これ

は地域生活支援促進事業という枠組みでやつてい

るということは、もう御案内のとおりであります。

その各地域において、具体的な事業内容は都

道府県等においても検討されることになつていま

す。その各地域において、地域の実情を踏まえた支援

を行うつてあるものと承知しております。

平成二十九年度の補助実績を見ますと、補助実

績十七カ所なんですが、補助率が十分の十の自治

体が十四カ所、秋田も含めましてですね、それか

ら、補助率が二分の一の自治体が二カ所、そして

補助率が三分の二の自治体が一カ所、また、交付

額の上限を設定している自治体もある、こういう

ことでございます。

三十年度補助実績については、今、確認中でござります。

厚生労働省いたしましては、やはり依存症対

と、事業費の全額補助なんですよ。

ところが、自治体の行うもの、一つの都道府県でやつたりするもの、市でやつたりするものにつ

いては、自治体が二分の一、国がそのうちの二分の二を補助するという、そういう予算のたてつけになつてゐるんですけれども、自治体によって事業費に対する補助率というのがまちまちなんですね。

ぜひ、そういうことも考えていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○宮腰国務大臣 基本法におきまして、都道府県は、各都道府県の実情に応じた都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされておりま

して、先月閣議決定をいたしました基本計画においても、都道府県計画の策定を支援するため、内

閣官房において、関係省庁の協力を得て、都道府

県を対象とした説明会等を実施することといたしておられます。

四月二十四日には、基本計画の閣議決定を受け

て、私から各都道府県知事に対しまして、基本計

画を送付するとともに、都道府県計画の策定に向

けた取組を進めていたくよう依頼をしたところ

であります。

また、基本計画におきましては、医療機関等だ

けではなく公営競技の施行者も含めた各地域の包

括的な連携協力体制を構築し、支援内容や課題の

共有、改善策の検討等を進めることといたしてお

ります。

内閣官房において実施する説明会の詳細につい

ては現在検討を進めているところでありますけれ

ども、各都道府県において対策が着実に実施され

るよう、都道府県と連携しながら必要な対策を進

めてまいりたいといふうに考えております。

○初鹿委員 今ポスターを見せたとおり、やはり

施行事業者の自治体がきちんと認識をしないとい

けないと私は思いますが、副大臣、いかがでしょ

うか。

○大口副大臣 委員御指摘のように、依存症民間

団体支援事業においては、国が二分の一の補

助をすることになつてゐるわけであります。これ

は地域生活支援促進事業という枠組みでやつてい

るということは、もう御案内のとおりであります。

その各地域において、具体的な事業内容は都

道府県等においても検討されることになつていま

す。その各地域において、地域の実情を踏まえた支援

を行つてあるものと承知しております。

平成二十九年度の補助実績を見ますと、補助実

績十七カ所なんですが、補助率が十分の十の自治

体が十四カ所、秋田も含めましてですね、それか

ら、補助率が二分の一の自治体が二カ所、そして

補助率が三分の二の自治体が一カ所、また、交付

額の上限を設定している自治体もある、こういう

ことでございます。

三十年度補助実績については、今、確認中でござ

ります。

厚生労働省いたしましては、やはり依存症対

と、事業費の全額補助なんですよ。

ところが、自治体の行うもの、一つの都道府県

でやつたりするもの、市でやつたりするものにつ

いては、自治体が二分の一、国がそのうちの二分

の二を補助するという、そういう予算のたてつけ

になつてゐるんですけれども、自治体によって事

業費に対する補助率というのがまちまちなんですね。

ぜひ、そういうことも考えていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

策を推進するに当たって、依存症対策に取り組んでいる民間団体の支援、これは非常に重要なものと考えております。この民間団体の方の地道な活動といふものはどうといし、また大事で重要なものと考えております。

都道府県等においても、それぞれの状況を踏まえながら積極的な支援をしていただけるよう、さまざまなお機会を通しまして、厚生労働省といたしましても、助言等してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 ゼひお願ひします。

まだ三十年の実績が出ていないということですので、まだそろつたところで御報告いただければと思います。

それでは、次の質問に入りますので、大口副大臣、滝波政務官、こちらで結構でございますので、御退席お願いいたします。

○牧原委員長 大口副大臣、滝波政務官は御退室ください。

○初鹿委員 それでは、次の質問ですけれども、次は、大臣の日程表が即日に廃棄をされていましたという問題について質問させていただきます。

こちらに新聞の記事もつけさせていただいておりますので、当然、官房長官は把握をされていると思います。

まず、官房長官にこの問題についての認識をお伺いしたいんですねけれども、まず一点目として、各大臣の日程表が一日で廃棄をされていたという事をいつ把握されたのかということ、これらの大報道を受けて、大臣としてどのように受けとめているのかをお聞かせください。

○菅国務大臣 まず、各行政機関の文書管理については、公文書管理制度、行政文書の管理に関するガイドライン及びこれらに基づいて各行政機関が定める行政文書管理制度規則にのっとり、それぞれの責任において対応しているということになつております。

各大臣の日程についても、それぞれの政策や業務を所管する各行政機関の責任で適切に対応して

いるものと承知しております。

今般、委員から御質問をいただくという形の中でもう一つの問題として、私自身、具体的な状況について知つたということがあります。

○初鹿委員 大臣、この一日で廃棄をされているというのが本当に適切なのかということを、しっかりと政府全体として考えていただきたいんですよ。

公文書管理制度や行政文書管理規則で何を定めているかというと、政策の意思決定の過程をやはり明らかにしていくて、現在もそうですけれども、未来の国民がきちんと検証ができるように残していくといふことが必要だ、それが民主主義の基本だということでガイドラインや公文書管理制度がつくられています。

そういうことを考えると、大臣の日程が一日で廃棄をされているという状況が、民主主義として、後々いろいろな問題を検証するときに支障が出てくるというふうに私は思いますので、ぜひそこをしっかりと受けとめていただきたいと思います。

NPOですけれども、情報公開をしてわかつたものなんですかとも、ここでもいろいろな指摘をされておりますよ。特に、一番最後の十ページ目のところを見ていたいんです。

大臣の日程表については国会議員としての事務所側と共有されており、国会議員事務所としては引き続き保有整理されているようである。しかし、これらは公文書であって、行政文書ではない。國務大臣は国会議員でもあるが、大臣といふ立場を預かっている身であり、その立場において何をしたのは、国会議員や個人としての情報ではなく、大臣という立場に関する情報である。大臣としてどのような人に会い、どこへ行き、どの立場を預かっている身などは、大臣という立場を濫用していないか、大臣という立場にある者がどういう人々にアクセスしているのか、いつどのような情報を知り、指示をしたのかということを見てそれを確認しますか。

○片山国務大臣 お答えいたします。

私自身の先々の予定につきましては、秘書官などの大臣室の職員によつて、必要に応じて、先々に予定はあいていますかと言われたときに、何を見てそれを確認しますか。

示す重要な情報である。これらの情報が公的記録として残されていないことは、権力や民主的統制のもとに置かれておらず、仮に私文書としてのみ残されているならば、それは権力や権限を持つ者の公的な立場に対する記録の私物化にはかならず、大きな問題と考えているという指摘をしておりますが、私はそのとおりだと思うんです。ぜひ、そこはきちんと受けとめていただきたいと思います。

その上で、今回、私は非常にびっくりしたんですけども、大臣の日程というのはどういうふうに管理しているのかということを聞いたら、皆さんのお手元に各大臣の日程表を出しましたが、こうやって入れ込んでいたり、そういうエクセルの表に毎日打ち込んでいて、それを書きかえているというような言い方をされました。

でも、日程の管理というのは、例えば一週間後や一ヵ月後の予定も入りますよね。それがいつ入っているのかということをきちんと記録しておかなければ、新しい日程を入れるときに、ダブルブッキングになってしまふんですね。それをやるとなれば、新しい日程を入れると同時に、ダブルボウズとか、そういうソフトを使っていいのかと言つたら、使っていません。じゃ、一週間先までの日程、一ヵ月先までの日程というのはつくりていないのかと言つたら、つくれていませんと言ふんですよ。じゃ、一体どうやって管理をしているのか。

ちよつと片山大臣にお伺いしますけれども、大臣自身は、一ヵ月後の日程はどうやって管理されていますか。例えば、ここで、一ヵ月後の何月何日に予定はあいていますかと言われたときに、何を見てそれを確認しますか。

○片山国務大臣 お答えいたします。

各省においてどのような事務が行われているかについては、それは各省の問題ですが、日程表につきましては、予定の時刻に沿つて業務を遂行するための行動や行事等の日程を示すものであつて、通常、公文書のガイドラインにありますような、組織の活動についての意思決定とか事務事業に関する内容を含むものではないですから、意思決定過程等の合理的な跡づけや検証に必要な行政文書という、このガイドラインのルールで定められたものとして、こういうものではなく、日程表の性格を踏まえた上で、平成二十九年末に定めましたガイドラインの改正では、一年未満の保存期間を設定可能な文書の類型の一つに日程表が挙がつてゐるといふことで、それ自体は、政府としては妥当なものだと考えているところでございまます。

日程表が先々のものについて、ないということについては、行政文書としてないということについては、おののの、秘書官等の大臣室の職員が把握している情報でちゃんと、そこがないようにと

いうんですから、入るようにとってことをやつていゐるわけですから、それは逆に、そういうときつとした責任のもとにおいて成り立つてゐるということなのかなと思つております。

○初鹿委員 つまり、一日ごとにこうやって打ち込んだものは、一ヵ月、一週間でつくつてないとしても、少なくとも一覧表みたいなものがあるに管理しているのかということを聞いたら、皆さんのお手元に各大臣の日程表を出しましたが、こうやって入れていたり、そういうエクセルの表に毎日打ち込んでいて、それを書きかえているというような言い方をされました。

それでも、少なくとも、秘書官、大臣、そして打ち込む日程の担当者、この組織の中で共有はされてゐるわけですから、これは行政文書としてきちんと保存されなければならない。それを、ないということにはならないと思います。こういうものはあるんでしょう。

それをやつておいたら、それは行政文書でしょ。少なくとも、秘書官、大臣、そして打ち込む日程の担当者、この組織の中で共有はされてゐるわけですから、これは行政文書としてきちんと保存されなければならない。それを、ないということにはならないと思います。こういうものはあるんでしょう。

○片山国務大臣 お答えをいたします。

各省においてどのような事務が行われているかについては、それは各省の問題ですが、日程表につきましては、予定の時刻に沿つて業務を遂行するための行動や行事等の日程を示すものであつて、通常、公文書のガイドラインにありますような、組織の活動についての意思決定とか事務事業に関する内容を含むものではないですから、意思決定過程等の合理的な跡づけや検証に必要な行政文書という、このガイドラインのルールで定められたものとして、こういうものではなく、日程表の性格を踏まえた上で、平成二十九年末に定めましたガイドラインの改正では、一年未満の保存期間を設定可能な文書の類型の一つに日程表が挙がつてゐるといふことで、それ自体は、政府としては妥当なものだと考えているところでございまます。

○初鹿委員 大臣が誰といつてどんな話をしましたかということは、政策の決定に非常に大きな影響を及ぼします。単なる日程ではありません。時間と記しているものではありません。それがきちんと残されることによって、後々、なぜこのような政策決定がされたのかということが検証できるわけです。

ですから、一年未満という設定の中に例示がされておりますが、それは、必ずしも大臣の日程全てがそこに、一年未満としていいものではないと思ひます。

ガイドライン上も、通常一年未満の保存期間を設定する類型の文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など合理的な跡づけや検証に必要となる行政文書については一年以上の保存期間を設定するものという、そういう規定もあるわけですから、少なくとも、外部の人間と接触したような、そういう予定がある場合は、きちんと保存をするようにするべきだと思いますが、官房長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今、片山大臣が答弁したとおり、各行政機関においては、行政機関の責任のもとにこの文書管理を行うことになつておりますので、今答弁したとおりであるといふに思います。それと、私ども、できる限り国民の皆さんに、大臣として、公のものについてはやはり明らかにする必要があるというふうには思つております。

○初鹿委員 公文書の問題については改ざんだとか隠蔽だとかそういうことが実際に起つて、非常に国民は不信感を持つてゐるわけです。どうやって、一日で全部廃棄してしまいますよということを私はするべきじゃないと思いますので、ぜひ取扱方についてもう一度きちんと検討していくたゞくようお願ひをして、質問を終わります。

○牧原委員長 次に、早稲田夕季君。

○早稲田委員 おはようございます。引き続きまして、立憲民主党の早稲田夕季でございます。

質問の機会をお与えいただきましたことに感謝

を申し上げ、通告に従いまして質問させていただきたいたいと思います。

きょうは二点、幼稚園類似施設、そしてまた、事業について、二つについて質問させていただきたいと思います。

先ほども討論がされておりました企業主導型保育事業について、二つについて質問させていただきたいと思います。時間も短いことでござりますので、端的にお答えをいただきたいと思います。

まず、幼稚園類似施設についてであります。これは国会でももう既に何回も議論がされておるところでありますが、長年地域の幼稚園教育を支えてきた一つの形態の、いわゆる幼稚園類似施設と言われるものでありますけれども、その中には、野外保育でありますとかモンテッソーリ、それからシャイタイナー教育など多岐にわたり、そしてまた、保育の質を重視し、また障害児の方をきめ細かく受け入れているというようなこともあります。

この問題については、幼稚教育の無償化といふことの対象に入つていないことから、大変、施設また保護者の方に混乱が生じているということを私も地域で聞いております。

先般、この問題について、私は、鎌倉、森のかきょうしつ「のはな」、また、モンテッソーリ鎌倉こどもの家インター・ナショナル、葉山インター・ナショナル等の施設長さん、それから保護者の皆様、そして國の所管の方に来ていただきまして、意見交換会をさせていただきました。

また、この課題につきましては、質問主意書も出させていただいているところです。

その中で、國の方、政府としては、この問題について、施設の実態把握をしていく、その実態把握に努め、そして地方と協力して支援を検討するとしておるところでありますけれども、大臣、どのような施設を対象に、いつごろをめどにこの支援を検討されているのか、具体的にお答えいただきたいたいと思います。

○矢野政府参考人 お答え申上げます。

具体的的な結論を出す時期等は現時点では未定でございますが、今般の無償化が、自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実とながるよう、関係府省と連携しつつ、検討してまいりたいと考えております。

○早稲田委員 これは、もちろん自治体が独自にやつてゐる支援でありますけれども、國の方針が定まらないと、もう既に、遅くとも九月議会にはこれを出さなければならないというようなところまで来ております。その中で、國の方針を、多分

令上の定めや基準等ではなく、多種多様なものが存

在し、設置形態等も施設によつてさまざまあります。これららの施設を取り巻く地域の状況もさまざまあります。ぜひともこのことについて方針を決めていただきますと、無償化というのが決まつた以上、ではないと考えております。時間が短いことではございませんが、時間も短いことでござりますので、端的にお答えをいたさうに思います。

一方で、これらの施設の中には、地域や保護者のニーズに応え、重要な役割を果たしているものもあると承知いたしております。そこで通う保育の必要性のない子供の保護者負担軽減のあり方については、まず各自治体において御検討をお願いしたいと考えておるところでございます。

その上で、今般の無償化においては、自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につなげていくことが重要であるため、家庭において保育を受けることが困難ではない三歳から五歳までの子供を対象として、定期的に教育、保育や子育て支援を提供する施設であつて、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育園のいずれにも該当せず、地域の幼稚教育の機会の確保に重要な役割を果たすものとして地方自治体において実際に財政的支援等を実施しているものにつきまして、子育て支援の観点から、國と地方自治体が協力した支援のあり方について検討していくことなどをあります。(早稲田委員「いつまでに」と呼ぶ)

○牧原委員長 いつまでもお答えください。

○矢野政府参考人 お答え申上げます。

具体的な結論を出す時期等は現時点では未定でございますが、今般の無償化が、自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実とながるよう、施設の定員充足率、全体では七二・八%でござりますが、定員充足率五〇%未満の施設は八十九施設でございまして、全体の一七・八%となつてございます。

○早稲田委員 これは、全数調査をしたものと、それから検査院がやつた調査の方法は違うということがあります。そこでお答えを先ほどもしていらつてしましましたけれども、そういうことではなくて、五〇%未満が一七・八%もあるということにきちんと向いて、これをどのように改善していくかということ

を真剣に考えていただきたいと思います。

七二・八%だからといふ問題ではなくて、

相変わらずこういう施設があるわけです。そし

て、私も、地元で聞いているのは、五十人もの大

きな施設を企業がつくつたけれども、実際通って

いるのは三、四人ですよ、だつて、自分たちの從

業員に何のヒアリングもしていないんですからと

いう話を実際に聞いております。ですから、そこ

を改善をしていただかないと、ただ予算ありきで

どんどんふやしていらっしゃいますけれども、そ

ういうことではいけないと思います。そのことを

強く申し上げます。

そして次に、内閣府が検証結果を出されまし

た。私が昨年十一月二十八日に、過去二年間の調

査をすべきだと、非常に、何回も申し上げまし

て、ここでも検証結果を出していただくことがで

な検証結果ではないかと思います。

大臣、この中身については、これまでも当然、

こういうことがある、これだけ、特に、検証結果

の一割近くが取りやめだといふこともセンセー

ションでございますが、助成決定後の状況につ

いて、取りやめ、取消し、事業譲渡、破産、民事

再生、休止と、まあ、よくここまでたくさん出て

きているなど、あるわけで、大臣は、この

状況について、当然御存じでいらっしゃいまし

たね。

○官房国務大臣　今回、全数調査を行いました、その結果を公表させていただきました。

平成二十九年度及び三十一年度に児童育成協会が助成決定した施設を対象として、取りやめたもの、取消しを行つたもの、事業譲渡が行われたもの、破産又は民事再生の手続を行つているもの、休止の報告を出したことがあるもの等々、いろいろ問題の大きい施設が相当あるということを確認いたしました。

助成金の返還等々も求めているわけであります

けれども、既に返済みの施設を除き、さらには返還を求めているというところもまだあります。

これらの問題について、しっかりと全数調査を行

い、全体の状況をしっかりと把握をした上で、今

後改善にしっかりと努めていくというつもりで

行つたものであります、この検討結果を素直に

踏まえて、これからも全力で誠実に取り組んでい

きたいというふうに考えております。

○早稲田委員　御存じでしたか? ということを伺つ

てるので、なかなか、そういうお答えにはなつ

ていなかつたと思います。

今これを見られたといふようなニュアンスのお

答えでございましたが、これを把握されないで、

二年間、三年間、そしてまた、拠出金の方はどん

どん率を上げていくといふことは、あつてはなら

ないことだと思います。

それから、時間が大変ないので、最後にまとめ

て質問をさせていただきたいと思いますが、この

助成決定後の取りやめ、取消し等々ございます

が、今、こうした施設で事業者に助成金の返還を

求めているもの、それが何件あって、そして、こ

れは、助成金の総額はどのくらいあるのか。いわ

ゆる国に返納していただかなければならない金額

を伺いたい。

それから、これについてはもちろん児童育成協

会が返還を求めていますが、求めていても、まだ

返ってきていないものが大半です。その中で、内

閣府としては、補助金適正化法に基づいてこの事

業をやつていらっしゃる。その中で、決定の取消

し、十七条、皆様のお手元にあります、この十

七条に、適正化法に基づいて、このことは、間接

補助事業者が法令に違反したときは、補助事業者

に対し、補助金の決定の全部又は一部を取り消す

ことができる、それから十八条、期限を定めて、

その返還を命じなければならないと、きちんと適

正化法に書かれています。

育成協会がやつてているからよいといふものでは

ありません。この適正化法に基づいて内閣府はこ

の制度をやられているわけですから、ぜひ、この

十七条、十八条に基づいて返還を求めるべきだと

思いますので、このことについて、大臣のお考え

を伺いたいと思います。

○牧原委員長　申合せの時間が既に三分以上経過

しておりますので、答弁、簡潔にお願いします。

内閣府小野田子ども・子育て本部統括官。(早

稻田委員大臣)聞いています、大臣です」と呼

ぶ)

とりあえず、統括官、お答えください。

○小野田政府参考人　お答えいたします。

既に返済済みの施設を除きまして、返還を求めて

いる助成金の総額は、約三億三千七百八十七万

六千円となってございます。

今般の検証においては、取りやめ及び取消

しの事案で事業者から協会に助成金の返還がなさ

れていないものにつきましては、事業者に対し、

引き続き児童育成協会から助成金の返還を求める

とともに、実施機関において、法的手段も含め、

必要な措置を講ずることとしてございます。

内閣府としましても、返還の状況を注視しつ

つ、児童育成協会に対し適切に指導を行うとともに、状況に応じて必要な措置をとつてまいります。

○早稲田委員　内閣府が補助金適正化法に基づいてやつていらっしゃるんですから、育成協会は育

成協会で返還を求めるべきですか。内

閣府もやるべきですよ。間接補助事業者です。

これは認められてますよ。質問主意書で。

だつたら、そこについて切り込みないと、これは

公金ですから。それを、しかもどんどん上げてい

る。年間五百億円も余っているのに。国庫に返納

しているのに。そういう状況がいけないといふこ

とをずっと申し上げているんです。

私も含めまして、このことについては、企業主

導型について集中審議を、委員長、お取り計らい

以上で終わります。

○牧原委員長　次に、森田俊和君。

○森田委員　国民民主党の森田でございます。二

十三分、お時間をいただきております。

早速質問に入らせていただきます。よろしくお願

いいたします。

全体的に、せんだつて五月八日に滋賀県の大津

市でございました保育園児がお二人お亡くなりになつたという事故に関連しつつ、いろいろとお伺

いをさせていただきたいなというふうに思つてお

ります。

今回の事故でござりますけれども、ざつと整理

すると、直進車があつて、そこに右折しよう

とする車が前の車に続いて出でたところに直

進車がぶつかって、よけた車が園児さんたちの、子供たちのところに突っ込んでしまつた、そうい

うことでございました。

いろいろな背景等々あると思ひますけれども、

まず、この事故についての所感を山本國家公安委

員長からお聞かせいただければと思ひます。

亡くなられた二人の保育園児、まだ二歳という

ことでございまして、本当にかわいい盛りであります。

たというふうに思うわけでございます。このよう

な形で最愛のお子様を突然亡くされた御遺族、そ

してまた引率されていた保育園の先生のお気持ち

を思うと、まさに言葉もないような状況でござい

ます。現在も六名の方が入院中と承知をいたして

おりまして、一日も早い回復を心から願つて

いるところでございます。

子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故

から守ることが重要であるにもかかわらず、依然

として交差点等において子供が危険にさらされて

いる現状を重く受けとめているところでございま

して、子供を交通事故から守るための取組、これ

を着実に推進するよう、警察を指導してまいりた

いと思つております。

○森田委員　ありがとうございます。

お二人のお子さんについては、トリアージでは

黒タグ、いわゆる、ほぼ即死に近い状態というこ

とでお伺いしておりますけれども、本当に痛ま

しい事故でございます。改めて、御遺族の皆様方

にお悔やみを申し上げたいというふうに思つております。

幾つかこれに関連して確認をさせていただきながら質問を進めていきたいと思うんですが、まさ保育園の関係でございます。

今回、保育園が悪いということは決してないと思つておりますし、グーグルのマップで前の画像なんかが出てるところにも、かなり歩行者だまりの奥の方に、日ごろからやって安全管理をしてるという様子が保育園の対応としても出て、図らざもという形ではありますけれども、証拠的な画像としてもそういうところに残つておつたということがございます。

一方で、やはり子供たちが外に出ているりとお散歩したりなんなりという機会というのは必ず、これはもうどこの保育園、幼稚園でもあることだと思っておりまして、こういった交通事故に対するリスクのところですけれども、保育園でどのような形で安全管理がなされているのかということで、厚生労働省からお聞かせいただければと思います。

○本多政府参考人 お答えいたします。

保育所におきまして、お子様たちが安全で質の高い保育を受けられる体制を整えることは重要な課題でございます。

散歩や公園での活動など、保育所の外部で行われる活動の事故防止や安全対策につきましては、保育所が行うべき保育の内容等について定めた保育所保育指針及びその解説をおきまして、「日常生活に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を探査員で共有する。」ことしておりますので、適切に安全管理を行なうよう示しているところでございます。

一方で、こうした保育所の外部で行われる活動につきましては、子供が豊かな体験を得る機会として重要でございますので、積極的な活用を呼びかけているところでもございます。

今回の事故を踏まえまして、五月十日付で、改

めて、保育所保育指針に基づいて移動も含め安全全に十分配慮しつつ、引き続き保育所外での活動を

積極的に活用することを呼びかける事務連絡を発出しておりますし、引き続き安全管理が徹底されるよう、関係省庁とも連携をいたしまして、厚生労働省としても取り組んでまいります。

○森田委員 ありがとうございます。改めて、園に対する安全指導ということで徹底の文書を出していただきたいところでございます。

この前の子ども・子育て法案の中で、無償化の対象となる施設の中で、大分、保育園の基準が緩められたというか、その認可の基準も若干緩んだところもあるでしょうし、それから認可外という意味でも、例えばベビーホテルみたいなところも含めると、敷地の中に園庭がないなどといったことはかなりふえる傾向にどちらかというとあるんだろうなというふうに思つてています。

私は、この前、世田谷の事情を聞いたりしたんですけども、一つの近くの公園に何園かから子供さんたちが集まってきて、そこで園外の活動をしているなんという例もあるということでございます。その箱を一生懸命確保するということでも必要なんですか、決して高齢者の中に入るような方ではありませんし、やはり、人間、車を運転していれば必ず何か間違いを起こす。別に車に限つたことではありませんけれども、必ずその間違いがあり、リスクがあるということを改めて今回の事故では私はちは知つたというところだと思っております。

○島政府参考人 お答え申します。

この保育園がどうのということはありませんけれども、今回の事例でいきますと、マンションの一階にあるという、そういう立地ということもありますし、もうかなり近隣は交通量の多い道路

で考えるどんとかいう議論も当然出てくるだらうなと思っております。

この保育園がどうのということはありませんけれども、今回の事例でいきますと、マンションの一階にあるという、そういう立地ということもありますし、もうかなり近隣は交通量の多い道路

で考えるどんとかいう議論も当然出てくるだらうなと思っております。

大型車についてはもう義務化の動きが既に進んでいます。いわゆる自動ブレーキですね。いざとありますように、もう人間の認知に頼らずブレーキをかける、これができるかどうかというのも非常にこれから先の大きな課題ではないかなというふうに思つております。

○島政府参考人 お答え申します。

大型車につきましては、事故発生時の被害が大きくなる可能性が高いということでございますので、平成二十四年の三月に、大型車の衝突被害軽減ブレーキに関する安全基準を策定してございました。

この安全基準に基づきまして、平成二十六年の十一月から、衝突時の被害が特に大きい車両総重量二十二トン超えのトラック及び十二トン超えのバス、これにつきましての装備義務づけを開始し

かなどいうふうに思つております。

それから、今回の事故の例を見ていて思つたのが、ちょっと前までは、事件、事故であると、ある程度御高齢の方が、七十年代とか八十年代とか九十年代、そういう方が踏み間違いをしちゃつたとか、逆走しちゃつたとか、そういうことで、ある程度年齢が上がればしょーがないよね、危ないよねという議論だったんですけども、今回の事故の当事者の例を見ますと、五十二歳とか六十二歳とか、決して高齢者の中に入るような方ではありませんし、やはり、人間、車を運転していれば必ず何か間違いを起こす。別に車に限つたことではありませんけれども、必ずその間違いがあり、リスクがあるということを改めて今回の事故では私はちは知つたというところだと思っております。

○島政府参考人 お答え申します。

この四倍ぐらい近い、私たちがふだん乗つている乗用車についての普及状況はどうなつているのか、こちらについてもお答えいただければと思います。

○森田委員 ありがとうございます。既に、大型車については大きいものから順番に

といふことだと思つてますけれども、それで対応をしてきてるということでございますが、一方で、保有台数という意味では、バス、トラックが一千五百万台に対しても乗用車は六千万台という、

この高速道路を走行する全てのバスに対しまして、衝突被害軽減ブレーキの装備を順次義務化するという形になつております。これにより、追突事故等の防止、低減に資するものと考えてございます。

○島政府参考人 お答え申します。

国土交通省におきましては、高齢運転者などのドライバーの操作ミスによる痛ましい交通事故を防止するため、衝突被害軽減ブレーキやペダルの踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を搭載しました安全運転サポート車の普及促進に取り組んでございます。

具体的には、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の国際基準化を主導しまして、安全基準を策定、検討すること、それから、国際基準の策定に先立ちまして、衝突被害軽減ブレーキの性能を国が確認をし、その結果を公表する制度を創設すること等について取組を進めてございますが、七年の数字でございますが、七七・八%に至つてござります。また、衝突被害軽減ブレーキの性能確認公表制度につきましては、昨年創設したところでございまして、ちょうど先月二十三日に、自動車メーカー八社、六十七車種百五十二型式について初めて、認定をした結果を公表を行つてござります。

その後、装備義務づけの対象が順次拡大を続けてございまして、最終的には、令和三年の十一月から、車両総重量三・五トン超えのトラック及び高速道路を走行する全てのバスに対しまして、衝突被害軽減ブレーキの装備を順次義務化するといふ形になつております。これにより、追突事故等の防止、低減に資するものと考えてございます。

○島政府参考人 お答え申します。

大型車につきましては、事故発生時の被害が大きくなる可能性が高いということでございますので、平成二十四年の三月に、大型車の衝突被害軽減ブレーキに関する安全基準を策定してございました。

この安全基準に基づきまして、平成二十六年の十一月から、衝突時の被害が特に大きい車両総重量二十二トン超えのトラック及び十二トン超えのバス、これにつきましての装備義務づけを開始し

国土交通省としましても、二〇二〇年までに九割以上とする政府目標の達成に向かまして、引き続き、普及啓発に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でござります。

○森田委員 ありがとうございました。

先ほどの御答弁ですと、新車における搭載率が七七・八%。かなりのレベルにはなっているなどいうことで、伺うところでは、これが、二〇二〇年度の目標としては、新車のうちの九〇%を衝突の軽減ブレーキ、これを搭載するという目標でやつておられるということで伺っております。

ただ、大型車についてはこれを義務化するという動きがある一方で、これは、普通車、乗用車についても九割を目指す、そういう表現だというふうに思つておりますが、今回のようなケースの事故を見ますと、やはり、かなり踏み込んだ、とにかく早く、自動ブレーキぐらいはもうとにかく義務化をするということをやつていただきたいなと思つておりますが、これは、工藤国交政務官からぜひ御答弁をお願いできればと思います。

○工藤大臣政務官 お答え申し上げます。

衝突被害軽減ブレーキは、事故の防止や被害の軽減に大きな効果があるものと認識しております。二〇二〇年までに新車乗用車の搭載率を九割以上とする政府目標を掲げ、普及啓発に取り組んでおります。

また、性能等の基準に関しては、衝突被害軽減ブレーキの国際基準を策定する国連の自動車基準調和世界フォーラム、いわゆるWP.29傘下の専門家会議の議長を日本が務め、議論をリードしてきましたところであり、本年一月、国際基準案が合意されました。今後、本基準案は、本年六月の国連WP.29本会議において審議を受け、採択されば、二〇二〇年一月ごろに発効する見込みであります。

国土交通省といたしましては、本基準案の発効を受けて、国内での技術的な対応状況等を把握しつつ、搭載義務化に向けた検討を進める所存であります。

り、その時期等につきましては、今後、学識経験者等の有識者から構成される検討会における議論

を踏まえ、決定していきたいと考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

先ほど百五十二型式、八つのメーカーで、日本

のメーカーでもう既にスズキ、SUBARU、ダイハツ、トヨタ、日産、ホンダ、マツダ、三菱、この八メーカーから認定の車種が出ているというところでございまして、国内の状況としては、もう既に整つておられるんだろうなと思っております。

もちろん、国際基準をつくるということですが、ほかの海外メーカー等に対する公平性ということか

らも、事情は理解をいたしますけれども、やはり人の命を守つていくくということに対して、これはもう積極的にやるということに、私たち、多分、立場を超えて取り組んでいくべきものだと思っておりますので、ぜひ踏み込んだ対策をお願いできればなというふうに考えております。

それで、安全技術というものをぜひ、経済的な柱の一つとしてもやつしていくべきだらうというふうに思つております。

この前、一円札が新しくなるという中で、沢尻一さん、今度、肖像画が使われるということも、きょうは、牧原委員長もそうですし、田中副大臣もそうですし、埼玉県関係者が、ほかにもいらっしゃいますけれども、多いのですから、やはり「論語と算盤」ということで、単に経済的なものがよければいいだろう、お金が稼げればいいだろうということではなくて、やはりどういうふうにお金を稼ぐのかということが非常に大事になつてくると。

これから日本が生き残つていく、経済的にも生き残つていくことを考えますと、やはり人の役に立つ仕事をどうやって私たちが国全体としてやつしていくかということを考えますと、人を殺さない車をつくつしていくことができる、これは別に、国を問わず、いろいろな国で歓迎をされるし、ああ、さすが日本だなというふうに思つていただける技術ができるんだろうなど

に言つていただける技術ができるんだろうなど思つております。

そういうことを考えておりましたら、一九七〇年代のアメリカの、排ガス規制をかなり厳しくやつた時代がありまして、ホンダのシビック、C

VCCの技術をかなり大変な思いをして開発され、ホンダがいち早く環境技術の、排ガス規制のかなり厳しい、それまでに比べると十分の一に一酸化炭素であつたり窒素酸化物なんかを削減したエンジンを世に送つていくということで、あのときの、法案を出してから施行するまでの間に公聴会をやつたときに、一九七三年の公聴会で、一九七五年からの多分あのとき施行だつたと思うんですけども、そのときの公聴会で、やれると言つたのがホンダとマツダしかなかつた、アメリカの公聴会で言えたのが。そういう状態だつたという

ことで、非常に日本としても、そこから日本の、ホンダはもともと二輪でやつていたんでしようか

ら、自動車メーカーとしての発展もそこが大きな転機になつたということもあります。

こういった安全技術も、当時の排出ガス規制によって、日本のまた、技術であつたり産業といふのもしっかりと形で認知、あるいはもつと発展していくんじゃないかなというふうに思つてあります。安全技術を日本の経済戦略の柱としてやつしていくということについて、田中副大臣からぜひ御答弁いただければと思います。

○田中副大臣 委員御指摘のとおり、我が国が有する安全技術の強み、これを生かし、そして、安全、安心な移動、これを確保していくということは、経済成長の観点からも重要な柱である、そのように考えております。

ただ、一方で、ずっと戦後の流れを見てきますと、交通事故の死亡者数としては非常に少なくなつておるといふことでございまして、ピークが昭和四十五年、一九七〇年の一万六千七百六十五人というところがピークであつたといふこと

がござります。

ただ、一方で、ずっと戦後の流れを見てきますと、交通事故の死亡者数としては非常に少なくなつておるといふことでございまして、ピークが昭和四十五年、一九七〇年の一万六千七百六十五人というところがピークであつたといふこと

がござります。

ただ、一方で、ずっと過去のデータを見てみまし

たが、昭和四十五年、一九七〇年の一万六千七百六十五人というところがピークであつたといふこと

がござります。

○田中副大臣 委員御指摘のとおり、我が国が有する安全技術の強み、これを生かし、そして、安全、安心な移動、これを確保していくといふことは、経済成長の観点からも重要な柱である、その

ように考えております。

そして、これまでも、未来投資戦略、我が国の成長戦略に基づいて、自動ブレーキですとか、あ

とは踏み間違え防止などの安全運転支援機能を有するサポートカー、この普及促進も進めてまいりました。また、事故の削減が期待できる自動運転の実現に向けて、関係省庁と連携して、今、施策

を推進しているところであります。

今後の未来投資戦略の策定に向けて、我が国の安全技術に関する施策についてしっかりと検討を進めていきたい、そのように考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

一九七〇年代でいきますと、きれいな空気ですね。排ガス規制をちゃんとやつて、それに対応するエンジンをつくれたということで、人々が、当時大変な問題になつた大気汚染、あるいはぜんそくのお悩みだつたり、こういつたものを徐々に解決の方向に導いていくことができた。

今回は、ぜひ、自動運転なんかも含めて、ます

は自動ブレーキのところを積極的に国としても取り入れていくことで、よりこの普及と技術の一般化を図つて安全な車をつくつしていくといふことが必要になつてくるんだろうなというふうに思つております。

最後に、国家公安委員長にお尋ねをして締めくくりたいと思っておりますが、今回の事故にかかわらず、やはり交通事故で人の命が奪われるといふのは非常に、もちろん当事者もそうですけれども、周りの方々も含めてつらい思いをするということがあります。

ただ、一方で、ずっと過去のデータを見てみますと、三千五百三十一人といふことございまして、ずっと過去のデータを見てみましたら、昭和二十三年が三千八百四十八人、こういう数字

がござります。

ただ、一方で、ずっと過去のデータを見てみますと、三千五百三十一人といふことございまして、昭和二十三年が三千八百四十八人、こういう数字

がござります。

ただ、やはり一人でも命をなくしてはいけないということが必要だと思つておりますので、今回事故等々も含めて、交通事故の死亡者数ゼロに向けての取組ということについて、ぜひ国家公安委員長からの御答弁を最後にお願いしたいと思います。

○山本国務大臣・警察におきましては、現在行われております春の全国交通安全運動を始め、さまざまな機会を通じて、ドライバーの方々にハンドルを握る重い責任を自覚して安全な運転に努めていただくよう、交通安全教育や広報啓発を実施をしているところでございます。

また、子供の安全な通行の確保を目的とした交通違取締りを行うとともに、事故が実際に発生したような箇所においては、道路管理者等と合同で点検を行いまして、必要に応じて交通規制を追加したり、ガードレール等の設置を働きかけたりしているところでございます。

今ほどの安全な車といふことも、ぜひとも今後技術レベルがアップするよう、大いに期待をしているところでございます。

今後とも、どうといふ命を交通事故から守るために、関係機関、団体と連携しつつ、これらの取組を着実に推進するよう警察を指導してまいります。

○森田委員 ありがとうございました。

本当に、交通安全と一口に言つても、警察の関係者の方を始め大勢の皆さんの取組があつて初めて、交通事故、死亡事故がゼロになるということが二度と起こらないように、改めて国の関係者の皆様方にも対応していただくということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○牧原委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 山岡達丸と申します。きょうもまた、委員長始め皆様に御高配いただきました質問の時間をいただきまして、ありがとうございました。

うござります。

そしてまた、宮腰大臣、鈴木大臣におかれましては、きょうは質疑に御対応いただけますことに敬意を表しながら、質問に入させていただきたいと思います。

きょうは一般質疑ということになります。

以前、宮腰大臣を中心に、国家公務員の皆様の働き方、いわゆるテレワークという、具体的に言えば、パソコン等を家に持ち帰つて働いたり、場所を問わず柔軟な働き方をしっかりとやっていくという環境の整備についての質問をさせていただきまして、とりわけ、育児とか介護とか、そうしたことを理由とした退職であつたり、あるいはハンディキャップであつたり、今、こうした社会情勢のことを考えれば、そういう環境をできる限りなくしていかなければいけない中で、ICT技術が大きく発展していく中で、ぜひ国家公務員の状況も

そういうふうに改善していくべきだという問題意識の中で質問をさせていただいたわけです。

四月十日の質疑の中で、宮腰大臣からは、全体として大変本当に前向きな御答弁をいただいたと思つておりますが、二〇二〇年度には、つまり来年度には、必要な者が必要なときにテレワーク勤務を本格的に活用できる環境を、もう来年度ですけれども、整えていくんだという中で、その整備を進めていくということ。

そして、私は特に問題意識として質問させていたしましたけれども、国家公務員の皆様のいわゆる職務専念義務という中で、国家公務員法で、その注意の全てを業務に充てなければならないところが二度と起こらないように、改めて國の関係者の皆様方にも対応していただくということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

そこで、私は特に問題意識として質問させていたしましたけれども、国家公務員の皆様のいわゆる職務専念義務といふことなどいうふうに思つております。このようないふうになつて、たゞ、子供たちがいる、あるいは介護の対象者がいる、そういう環境でやつていくのはどうなのかという質問をさせていただいたときには、宮腰大臣からは、子供の面倒を見るために、やむを得ない範囲で、ごく短時間の勤務の中止しか生じないなど、職務に専念できる勤務環境が確保されると認められる場合には、そうした環境においてテレワークを行うことは妨げられないと考えておるところでございました。

○山岡委員 ありがとうございました。

同部屋であつても、その環境が保たれる可能性

といふのは十分にあるということをお話しいただきました。

そして、もう一つ。同部屋に必ず、例えば第三

のこの範囲にはちゃんと入つてゐるんだという御答弁をいただきました。

これは非常に大きな意味があると思っておりまして、非常にがちがちに固められてしまうと、結局、家に持ち帰つて、環境が職場と同等じゃないのではできないんじゃないかということになります。

で、きょうは、ちょっとその統きなんですかけれども、勤務の中止には至らなくても、勤務の環境について、少し、二、三、質問をさせていただければと思います。

まず、政府に伺いますけれども、例えば、勤務の中止は必要としなくとも、子供とかあるいは介護の対象者と同部屋にいる環境の中での勤務といふのは、まず、総体として、職務専念義務に反しないという範囲と考えてよろしいんでしょうか。政府に伺います。

○植田政府参考人 お答えいたします。

テレワークは、国家公務員の勤務形態の一つであり、職場における勤務の場合と同様、勤務時間中は職務に専念しなければなりません。このため、テレワーク勤務を行つては、職務に専念することができるような勤務環境を確保することとなります。そのため、職務に専念することができるような勤務環境を確保する必要があります。

ただ、例えば、子供や介護が必要な方が同じ部屋にいる場合においても、やむを得ない範囲で、ごく短時間の勤務の中止しか生じないなど、職務に専念できる勤務環境が確保されると認められる場合には、そうした環境においてテレワークを行うことは妨げられないと考えておるところでございました。

○山岡委員 ありがとうございました。

大臣に次、伺いますけれども、なぜ私が政府にこの答弁を求めたかといいますと、実は、平成二十八年に、内部の国家公務員の皆さん、職員向けに、QアンドAというか、この働き方のどういうことが許されるのかどうかのQアンドAが配付されています。

その中に、自宅で働く場合の環境も職場と同じにするというのではなく、第三者がその場にいることなどが求められるという例示として、明確に書いてあるQアンドAが示されている。そして、同部屋に子供がいる環境とかでは働くことができないといふのは文書上は明示されていないんですけれども、これは通念として、多くの国家公務員の皆様がそういうものだと理解しているということを、私も、さまざま伺つておる中で聞いております。

この状況がまさに、事実関係とは別に、こうい

境を整える必要が、必ずそういうふうにしなければならないという状況があるのかどうか、そのことをあわせて伺います。

○植田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、テレワークは、国家公務員の勤務形態の一つであつて、職場における勤務の場合と同様、勤務時間中は職務に専念しなければならず、このため、テレワーク勤務を行つては、職務に専念することができるような勤務環境を確保することとなります。が、その上で、委員御指摘の、育児、介護が必要な者を第三者に預けるかどうか。預けなくとも、やむを得ない範囲で、ごく短時間の勤務の中止しか生じないなど、職務に専念できる勤務環境が確保されると認められる場合には、テレワークを行つては、職務に専念することができるところでございません。

まず、政府に伺いますけれども、例えば、勤務の中止は必要としなくとも、子供とかあるいは介護の対象者と同部屋にいる環境の中での勤務といふのは、まず、総体として、職務専念義務に反しないという範囲と考えてよろしいんでしょうか。

まず、政府に伺いますけれども、例えば、勤務の中止は必要としなくとも、子供とかあるいは介護の対象者と同部屋にいる環境の中での勤務といふのは、まず、総体として、職務専念義務に反しないという範囲と考えてよろしいんでしょうか。政府に伺います。

○植田政府参考人 お答えいたします。

テレワークは、国家公務員の勤務形態の一つであり、職場における勤務の場合と同様、勤務時間中は職務に専念しなければなりません。このため、テレワーク勤務を行つては、職務に専念することができるような勤務環境を確保することとなります。そのため、職務に専念することができるような勤務環境を確保する必要となります。

ただ、例えば、子供や介護が必要な方が同じ部屋にいる場合においても、やむを得ない範囲で、ごく短時間の勤務の中止しか生じないなど、職務に専念できる勤務環境が確保されると認められる場合には、そうした環境においてテレワークを行うことは妨げられないと考えておるところでございました。

○山岡委員 ありがとうございました。

大臣に次、伺いますけれども、なぜ私が政府にこの答弁を求めたかといいますと、実は、平成二十八年に、内部の国家公務員の皆さん、職員向けに、QアンドAというか、この働き方のどういうことが許されるのかどうかのQアンドAが配付されています。

その中に、自宅で働く場合の環境も職場と同じにするというのではなく、第三者がその場にいることなどが求められるという例示として、明確に書いてあるQアンドAが示されている。そして、同部屋に子供がいる環境とかでは働くことができないといふのは文書上は明示されていないんですけれども、これは通念として、多くの国家公務員の皆様がそういうものだと理解しているということを、私も、さまざま伺つておる中で聞いております。

この状況がまさに、事実関係とは別に、こうい

とを私は強く感じるわけであります。

今お話にもありましたけれども、あくまでも例示として示したことがあっても、必ずしもそれが必要条件ではないということをお話がある中で、私は大臣にお願いしたいんですけど、このQアンドAは、この誤解を生むような部分も削除し、そしてまた見直す中で、きちんと、来年度には、必要な人が必要な対応ができるような状況をつくるのであれば、見直して示すべきではないかと思いますが、大臣、御見解をお願いします。

○宮腰国務大臣 先ほど統括官からも御答弁したとおり、職員には職務専念義務が課されておりまして、テレワーク勤務を行なうに当たっても、職務に専念することができるような勤務環境を確保することが必要です。

その一方、御指摘の事務連絡、いわゆるQアン

Dにおきまして、やむを得ない範囲内で、ごく

短時間の執務の中斷があつても、職務専念義務が

果たされると考えられる場合があることなどを記しております。

実際にテレワークを行なう際の手続や要件等については、職員の勤怠管理に一義的に責任を有する各府省において定められておりまして、その周知も各府省で行われるべきものであります。内閣人事局としても、各府省における運用の方針や実態について確認を行い、その上で、必要に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

○山岡委員 必要に応じてQアンドAを見直すということでよろしいんでしょうか。もう一回確認します。大臣、お願いします。

○宮腰国務大臣 QアンドAの御指摘の措置、これはあくまで示例として掲げたものでありますけれども、申し上げたとおり、まずは各府省における運用の方針や実態について確認を行なった上で、必要に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○山岡委員 ゼひ、これは各省庁、府省が、今お話をあつたとおり、それそれで対応すると。その

中で示すガイドラインが非常に理解がばらばら

で、そして伝言ゲームの中で、これは難しいらしいということが広がつて、現状があると感じます。私は指導力を發揮して、しっかりと対応していただきたいと思います。

そのことを大臣にお願いして、次に、きょうは鈴木大臣にもお越しただいています。柔軟な、場所を選ばない働き方という中で、ちょっと、かなり基本的なお話なんですかれども、最近はスマートフォンというのがかなり普及して、職員の皆様も大部分使っておられるということでありますけれども、これも政府に伺いますが、まず、まずは、かなり基本的な質問ですけれども、国家公務員が業務でスマートフォンを使うことは、これは認められて

いるという理解でよろしいですね。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

政府機関等におきましては、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群というのを定めています。ここの中で、情報セキュリティ対策が必要なものをを行うということにしておりますが、この統一基準群において、スマートフォンなどをモバイル端末といふように定義をされています。このモバイル端末については、所要の情報セキュリティ対策を講じることによって利用可能であるということにしてございます。

○山岡委員 利用可能であると、所要のセキュリ

ティーの対応をして。

モバイル端末という表現がありましたけれども、モバイル端末というのは、いわゆるノートパソ

コンとか、もバイル端末というわけであつて、

皆それぞれ、今、スマートフォンという名の、昔

でいえばノートパソコンと同じようなものを持つ

ているというわけであります。ノートパソコン

は、それぞれ各職員に支給されているわけでありますけれども、今、国家公務員の皆様の実情でいえば、個人スマホをみんなそれぞれ業務で使って

いるという状況。これは、セキュリティの観点から、じや、満たしているという理解でよろ

しいんでしょうか。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました統一基準群の中で、この扱いを決めてございます。スマートフォンなどの私物の端末、この私物の端末の場合は、その端末の管理を所有者、その方が行ななくてはいけないということになります。これを踏まえまして、求められる情報セキュリティの水準がどこまで達成をされているかということを勘案をすること、それから、各機関、これは各省庁でございますが、情報セキュリティ対策の推進の責任者がその端末の利用の可否を判断をすること、このよ

うな端末を利用する場合には許可、ちゃんと届出をして、その端末の許可を与える、こういうことを定めなさいということを求めていたところがございました。

このようなことを含めまして、この取組、今おつしやつたとおり、実態として使われる可能性があるということも踏まえて、その重要性を鑑みて、引き続き、サイバーセキュリティ対策に取り組んでいるところでございます。

○山岡委員 もう一度政府に伺いますけれども、今、許可を求めるという話でありますけれども、私が確認した話では、カチャヤットというアプリを入れた場合のみが許可が必要で、それを入れない限りは許可なしで皆様使っておられる現状があるというふうに伺いましたが、それは事実じゃないんですか。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

まず、カチャヤットについては、私ども存じ上げております。これは、各省庁がこれをまず入れることを定めて、若しくは決めて、それを利用する人が決めているという形でございます。

それから、それ以外、例えば通常のアプリケーションでスマートフォンが使われている場合は、

先ほどお答えを申し上げたとおり、まず許可がござりますので、その端末を業務に使ってよいかどうかと認められた端末を使うという形を各省の方で定

めているところでございます。

○山岡委員 これは大臣にぜひお伺いしたいと思

うんですけども、二〇〇四年に、ウイニーといふソフトの、パソコン上の、警察における流出事件がありました。京都府警で起こったん

ですけれども、そのときは、PC、ノートパソコンも、自分たちの個人用を使っておられた。それで、その中にいろいろな捜査情報も入つてたわけです。これが指揮力を発揮して、しっかりと対応していただきたいたいと思います。

そこで、かなり基本的なお話なんですかれども、最近はスマートフォンというのがかなり普及して、職員の皆様も大部分使っておられるという中で、ちょっと、かなり基本的なお話なんですかれども、最近はスマートフォンというのがかなり普及して、職員の皆様も大部分使っておられるという中で、ちょっと、かなり基本的なお話なんですかれども、最近はスマートフォンというんでしようかね、ソフトの中でウイルスに感染し、そしてそのパソコン上にあるものが、ほとんどが流出してしまった結果、捜査情報も漏れたと。

これは大変大きな問題になつたんですけども、同時に、個人パソコンを業務で使つていて結果がこういう問題を起こしたということでも大きな議論になつたものだと理解しております。

そして、今お話をありました。携帯電話の延長線上でスマートフォンというのが出てきて、確かに、ずっと、私たち、ICTの技術の発展というのは想像を超えているわけでありますけれども、ただ、先ほど答弁にあつたように、モバイルの端末の一つであるという理解というの、いわゆるノートパソコンと同じ理解である、そのラインのものであるというお話であります。

そして、セキュリティの、一番のセキュリティホールになる、一番の問題になるのは、結局のところ、使っている人を介した流出であります。どんなにシステムをよくしても、そこに人が介入する限り、例えばメールを送つて、このメールをあけたらウイルスに感染するよといふ極めて単純な仕組みであつたとしても、どんなにセキュリティをよくしていつても、個人がその部分で感染するリスクがある。

もちろん、教育をして、それはないようにしていくんだということは、それは一つの考え方としてはありますけれども、しかし、現に、これは職員個人が持つPC、ノートPCは、みんなそれぞれ、支給し、そして先ほど宮腰大臣にも伺いまし

たけれども、その結果として、それを家に持ち帰つてテレワークをする、場所を選ばない働き方をするということでやつてゐるわけあります。伺いますけれども、この職員の皆様の使つてゐるスマートフォン、これは公用として全省庁ちゃんと支給するべきじやありませんか。いかがですか。

○鈴木国務大臣 これからテレワーク等もだんだん進んでいくんだと思いますが、そういう中でのこの端末、公用のもの、あるいは私用のもの、これを両方きちんと、やはり情報漏えい等に対するセキュリティをしていくことは極めて重要なことだと思います。

現在どうなつてあるかということを申し上げますと、先ほど政府委員からもお答えをいたしたところであります、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群というものがございまして、その中で、各政府機関の業務の遂行上、情報セキュリティ対策の観点から、各機関は省庁であります、各機関から支給された端末を用いて業務を遂行すべきものとされております。これが基本であります。

しかしながら、例えば出張でありますとか外出等の際に、やむを得ず私用端末を利用する場合もあると思います。そういう場合には、所要の情報セキュリティ対策を講じたものでなければ使つてはならないという、これも統一基準群で定められております。

こういう定めがござりますので、このことにつきましては各省庁において手続を定めておりまして、職員に対する研修を定期的に行うなど、周知徹底も図つてあるところでございます。

引き続き、さまざまなかつて、テレワークの普及がこれからどんどん進んでいくとか、それからスマートフォンの技術的な向上がなされていくといふことも考えられると思いますが、そういう状況に関する情報セキュリティ対策を進めてまいりたいと考えております。

○山岡委員 今、鈴木大臣からお話をありましたが、基本ラインとしては、支給されたものを使用すべきものだということをおっしゃつていただいきますけれども、今、政府としては、基本的にたんですけれども、その考え方立つて、その考えに立つて、そういうことなんですか。されども、私は、今の考え方改めるべきだと思うのは、やむを得ず使う場合、つまり、例外的に私用のスマートフォンを使う場合があるという理解そのものが今の実態に合つてないと思うんですよ。正直、質問の方を回らなきゃいけない中で、役所には全部連絡していくに当たつて、その端末を使って、適宜連絡しながら質問づくりに入つておられるのが役所の現状でありますし、これは、委員の先生方にも御理解いただきたいところであります。

例えば、衆議院事務局の皆様も、議員の皆様とのやりとりも私用の電話を使つています。これも、もちろんセキュリティの問題もありますし、私は、職員の方の費用負担の話、これは公務員の方もそうだし、事務局の方もそうだけれども、いわゆるセキュリティの部分を全て職員の方にお金をかけさせているということも、この実態はよく踏まえていただきたいと思います。

全ての方にスマホを持たせるというのは、予算的な意味でも、ちょっとなかなか荒唐無稽だという指摘もあるかもしれません、しかし、現に、昔は、PCは個人用、ノートパソコンは使つていい支給されている時代があるわけであります。

そのため、今はもう既に、皆さん当たり前のようにスマートフォンは使つていい時代であります。だから、このスマートについて、セキュリティの問題の視点からも、ぜひ大臣には、今、基本ラインとして支給されるべきものを使うものだということを強く他省庁に、もつと意味のある味で、本当に大きな成果を上げてあるというふうに私は理解しているところであります。

このオフィス改革、総務省として、きょう来ていただけれども、まず、皆様としてはどういふ評価を今しておられるんでしようか。

○吉開政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたオフィス改革でござりますけれども、総務省の行政管理局では、このオフィス改革につきまして、生産性の向上、それから職員のワーク・ライフ・バランスの両立に向け

ます。皆さんにお配りした資料が、「理想の働き方のために」というタイトルを振つていますが、これは、総務省行政管理局の方が、自分たちのオフィスを自分たちで変えて、そしてプレゼン資料としてつくつて、公開しているものであります。中を見ていきますと、これは、旧態依然とした机の状況から、次のページをめくりますと、非常に整然としたオフィスに変わっています。というのが、二枚目、三枚目の、ビフォーアンド・アフターみたいなイメージでありますけれども、そういう状況を総務省として、総務省の一部部署でありますけれども、やつてあるという状況であります。

これはどういう状況かといいますと、まず、一般職員の席を、固定したものを使つて、その上で、自分のロッカーや椅子を持つて、その中に必要な書類は入れておいて、そして自由に、どこの席に座つても、自分のパソコンを使つて、そして仕事をする。その結果、よく一般的に言われますペーパーレスの状況も大いに進みますし、そしてまた、チームで仕事をするという中で、自由にチームを組みかえながら業務を進めていく、そうしたことでも進んでいく。

そして、何よりもやはり、場所を選ばないということでありますから、テレワークのお話をありましたけれども、自分の私的な机があつて、そこには必要な書類があるから、何としても会社に来て働かなければならぬ、省庁に来て働くなければならぬという環境を大きく変えていくという意味で、本当に大きな成果を上げてあるというふうに私は理解しているところであります。

このオフィス改革、総務省として、きょう来ていただけれども、まず、皆様としてはどういふ評価を今しておられるんでしようか。

○吉開政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたオフィス改革でござりますけれども、総務省の行政管理局では、このオフィス改革につきまして、生産性の向上、それから職員のワーク・ライフ・バランスの両立に向けた取組として行つております。これは、オフィス環境の見直しですとかーバーレス化、ウエブ會議の活用、それからテレワークの推進、こういったものに取り組んでいるところでございます。

評価という御指摘がございましたけれども、まず、職員のワーク・ライフ・バランスの観点から申しますと、職員同士のコミュニケーションがやすくなつたとございます。それから、ふだんからパソコンを持ち運んで仕事をするスタイル、これが定着したということで、テレワークもしやすくなつたとということございまして、柔軟な働き方に一定の貢献をしているものと申します。

それから、生産性向上につきましては、定量的にはかることは難しい面もござりますけれども、オフィス環境の見直しによりましてかなり大きなスペースを捻出することができますので、このスペースを有効に活用することで、会議ですとか打合せを機動的に行っております。

それから、外部の関係者との打合せもウエブ會議で行つているところで、より効率的な働き方を追求しているところでございます。

○山岡委員 非常に、働いている方、そこにいらっしゃつた方にも何人かお話を聞きましたけれども、異動した後も、私は異動前のあの場所に行つてあの働き方がしたいと皆さんおっしゃつていました。それぐらい精神衛生上も、広々としたところで働くことがすばらしい環境であるということは、本当に、少ない人数でありますけれども、働いた方に聞いてもそのことをおっしゃつておられるわけあります。

ただ、この話、今、総務省からお話ししたいことは、本当に、少ない人数でありますけれども、働いた方に聞いてもそのことをおっしゃつておられるわけあります。

ただ、この話、今、総務省からお話ししたいことは、本当に、少ない人数でありますけれども、働きが大きく広げていこうというところまでオーソライズされていない、いわんや、全省庁でこういって、効果はあるといなが、総務省の中でもこれを大きく広げていこうというところまでオーソライズされていない、いわんや、全省庁でこうい考へ方を大きく広げていこうという大きな方針にはなつてないといふことも伺いました。

まだこの段階ではありますので、きょうは両大臣おられる中で、こういう、イメージしていると

ころとは違う、整然とした、物のないオフィスでも十分に業務が行われている、それが総務省のいわゆる行政管理局を中心に行われていて、そして、ほかの国家公務員の皆様の職場にも何とか自分たちの力でこのよさを広げていこうという取組をしているということにぜひ着目いただいて、もし機会があれば、総務省にはなりますけれども、足を運んでいただきて、ぜひそういう環境もごらんいただきながら、この時代に合わせた働き方、場所によらない柔軟な働き方の中、国家公務員の方も質の高い業務を行える、そしてそれが地方の、そうしたところのいろいろな民間企業も含めて広がっていくということを切に望みますので、どうかこのこともまた御理解いただきながら、きょうの質問を終わらせていただきたいと思います。

○牧原委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願いをいたします。

まず冒頭、何人かの委員の皆さんからもありました大津の事件を受けて、少しお話をしたいと思います。

保育園の方に過失がないということはもう明らかになつておりますけれども、あの保育園は実は園庭のない保育園だということで、子供たちが頻繁に、運動不足の解消もあつて外に出ていたといふことも報道で耳にいたしました。

私の地元の市も、あの事件をやはり受け、市として、各保育園で外遊びに行くところが安全かどうかの自治体も、恐らくそういう市はたくさんあるとは思うんですけども。

私たち、保育園を運営している側の人間でもありますので、外に出ていく、散歩に行くというのは日常の保育では特に珍しいことでもありませんし、当然、園としては、安全なルート、ここは大

丈夫だろうかとか、車の往来はどういうあるのかというのももちろんちゃんと下調べをした上で、一番安全なルートを通つて、しかも細心の注意を払つて子供たちを連れていきます。それで、あの事件、大津の件は本当にかわいそうな、うことで、通学路に關しましては、政府として、ガイドラインをつくつて、そのガイドラインに沿つた形の整備を要請をしてるわけでありますけれども、今回は通学路でなかつたということに、つづつてない保育園が本当にふえました。それはもちろん、待機児童を解消するためといふ、やはりそういうもう一つの課題であることに對して、保育園の最低基準を緩和して、設置基準を緩めて対応したから起つたことだと思うんですね。別に、最低基準を下げたから、だからこの事件が起きたんだと極論を言うつもりはありません。しかし、じゃ、あの事故を防ぐと思えば何ができるのか、これはやはり行政としてできることがどうのは考えないといけないと思うんです。

国として、今回の大津の件を受けて何か起こされたアクションというものはあるのかというのを、まずお聞きしたいと思うんです。

○宮腰国務大臣 まず、今回の事故を始め交通事故でお亡くなりになりました方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様方に心からお悔やみ申し上げ、負傷された方の一日も早い御回復をお祈りをいたしたいと思います。

今回の事故を踏まえまして、自治体宛てに事務連絡を五月十日付で発出し、保育所、認定こども園等における安全管理の徹底について改めて依頼したところであります。

また、今月十一日からの春の全国交通安全運動においても、運動重点として子供の安全な通行の確保を掲げております。地方公共団体や関係団体、ボランティアと連携して、学校や保育園等に

おける交通安全教室などに取り組んでまいります。

今回は、委員御指摘のとおり、園庭のない保育園の子供さんたちが広場に移動するときに起きた事故であります。かつ、通学路でもなかつたといふことで、通学路に關しましては、政府として、ガイドラインをつくつて、そのガイドラインに沿つた形の整備を要請をしてるわけでありますけれども、今回は通学路でなかつたということに、つくつてない保育園が本当にふえました。そこも、園庭というのは、ほかでも起つてることだと思うんですね。

では、なぜ頻繁に外に出ていくことになつたかというと、それは先ほど冒頭に言いましたけれども、园庭といふのは、最低基準ではもう既に今、どこかの公園で代替できるようになつてますので、一般的の道路と同じ安全対策ということになつております。

園地がないという保育所も相当ふえてきておりまして、私もそういう保育所を、企業主導型保育所も含めて見てまいりまして、園地に移動してまた戻つてくる、これはもう毎日の日課のようになつてゐるわけでありますので、そういうふうに、通学路ではないけれども、例えば交差点などで、横断歩道ですか、注意喚起をしっかりと見ていくといつたようなことができないのか、これは今のところは私の個人的な見解であります。そういうことを関係省庁でしっかり検討していく必要がありますというふうに考えております。

今、交通安全運動、十一日から進めているわけでありますけれども、一応、政府としては、子供の交通安全につきまして、第十次交通安全基本計画に基づきまして、児童、幼児の通行の安全を確保するため通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園において、日常の教育、保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うこととしております。

今回の事故も踏まえまして、関係省庁等と連携したこととしております。

今回の事故も踏まえまして、関係省庁等と連携しつつ、現在、鋭意対応策を検討させていただいているところであります。できる限り早急にまとまりたいというふうに考えております。

○浦野委員 行政ができることと、いうのは必ず受けていいことだつたんではけれども、受けていないことだつたんではけれども、今回、いろいろな市町村が危険なところを、そ

いうのを調べていくと思います。その中で、ここは設置した方がいいんじゃないかというのがあれば、これは、そういう場合は恐らく国交省とか、また所管が変わつてくるとは思いますけれども、そういうのは、やはり内閣府として、担当大臣としても、しっかりと政府内で議論をしていただけたらと思います。

待機児童解消を急ぐ余りに園庭の設置を緩和したいきさつ、僕はこれはそのため緩和したといふふうに理解してますので、待機児童解消といふのが思ひぬところで影響を与えてきているんじゃない保育所がふえましたので、どういうふうに見直すところに来たのかもしれないというふうに私も思つてます。ただ、今、余りにも園庭のない保育所がふえましたので、どういうふうにしていくのか。例えば、室内の遊戯室をもつと大きくとれるように建築基準法を緩和するとか、そういうふうに考えてます。

待機児童解消を急ぐ余りに園庭の設置を緩和したいきさつ、僕はこれはそのため緩和したといふふうに理解してますので、待機児童解消といふのが思ひぬところで影響を与えてきているんじゃない保育所がふえましたので、どういうふうに見直すところに来たのかもしれないというふうに私も思つてます。ただ、今、余りにも園庭のない保育所がふえましたので、どういうふうに見直すのか。例えば、室内の遊戯室をもつと大きくとれるように建築基準法を緩和するとか、そういうふうに考えてます。

待機児童解消を急ぐ余りに園庭の設置を緩和したいきさつ、僕はこれはそのため緩和したといふふうに理解してますので、待機児童解消といふのが思ひぬところで影響を与えてきているんじゃない保育所がふえましたので、どういうふうに見直すのか。例えば、室内の遊戯室をもつと大きくとれるように建築基準法を緩和するとか、そういうふうに考えてます。

待機児童解消を急ぐ余りに園庭の設置を緩和したいきさつ、僕はこれはそのため緩和したといふふうに理解してますので、待機児童解消といふのが思ひぬところで影響を与えてきているんじゃない保育所がふえましたので、どういうふうに見直すのか。例えば、室内の遊戯室をもつと大きくとれるように建築基準法を緩和するとか、

古屋市の破産手続をしている運営会社がありますけれども、この破産というのは、運営会社自体が破産手続をしているということと理解していいのかという点が一点。

申請が平成二十八年、二十九年、二年にわたっていますけれども、この理由をお聞かせいただきたいということと、さらに、申請時に財務的な確認をするプロセス、当然あるとは思うんですけれども、どういうふうにされているのか。

この三つ、一遍にお答えをいただけたらと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の破産の関係でございますけれども、まさに事業者が破産手続を開始しているということで承知してございます。引き続き、協会から助成金の返還を求めるとともに、法的手段も含め、必要な措置を講ずることとしてございます。

それから、二ヵ年での整備といふことでござりますが、企業主導型保育事業の整備費につきましては、助成要領により、同じ施設を複数年に分けて整備していく、計画的に整備していくということは認めてございまして、そこは問題ないというふうに認識してございます。

それから、企業の財務的な情報の確認ということがござりますけれども、平成二十八年度、二十九年度における審査では、協会が審査を行いました。そこで、認可施設並みの基準を満たしているかどうか、財務面においては、予算書及び直近二期の決算報告書などを確認した上で助成決定を行つております。

三十年度の申請におきましては、予算書及び近三期の決算報告書のほか、社会保険料の未納がないことを証明する書類、税金の未納がないことを証明する書類を申請書に添付させることとし、決算実績のない新設法人につきましては、事業の持続可能性の観点から、資金調達の方法等について、助成決定までの確認作業において確認を行うこととしているというような対応をさせていただいてございます。

○浦野委員 ほかにも、事業譲渡の理由で、本体の会社の不振というのがかなりあるんですね。

今おっしゃったみたいに、二ヵ年の決算を出していますけれども、この理由をお聞かせいただきたいということと、さらに、申請時に財務的な確認をするプロセス、当然あるとは思うんですけれども、どういうふうにされているのか。

この三つ、一遍にお答えをいただけたらと思います。

○小野田政府参考人 お答えいたしました。

委員御指摘の破産の関係でございますけれども、まさに事業者が破産手続を開始しているといふことで承知してございます。引き続き、協会から

事例につきましては、補助金の返還につながるような事案の有無に関しまして、内閣府としまして

突然破産するというのは、これは計画倒産じゃなくかと疑われても仕方がないことだと思うんですね。

だから、そういったところにやはり公金を出してもらつていてるというんですけれども、この破産した会社なんて、この二年の運営状況がいいのにいかと疑われても仕方がないことだと思ふんですね。

○浦野委員 ほんとうに運営を開始した以上、保育への影響というのを最大限抑えないといけない、子供たちに影響を与えることになりますから

抑えないといけませんので、本体の運営状況といふのはもうちょっと厳しく審査をするべきだと思つています。これは質問しようと思つていて

ですけれども、注意というかお願いをさせていただきたいたいと思います。

さらに、この事業譲渡されていく企業型保育所がたくさんありますけれども、これはもちろん経理上のいろいろなチェックはされるとは思いますが、それでも、表に出てこないお金をやりとりしているんじゃないかなという疑いを私は持つています。

それを証明するというのはなかなか難しいかもしれませんけれども、表に出てこないお金を探していっているんじやないかというふうに私は調べるべきだと思うんで

すね。それはどういうふうにされていますか。

○小野田政府参考人 お答えいたします。

事業譲渡につきましては、協会が内閣府及び厚生労働省と協議して定めます助成要領におきまし

て、「協会の承認を受けて財産を処分することに

より、収入があつた場合には、その収入の全部又

は一部を協会に返還させることがある。」とされて

おります。

今般の検証における事業譲渡の案件につきまし

ては、いずれも、その譲渡額から、譲渡事業者の償却後、自己負担額を差し引いて、譲渡事業者に

利益が生じているものはなかつたものと承知して

ありましたが、午後七時から午前八時の時間帯は音が鳴らないように設定をされていたわけなんですか。

信号機は赤だったんです。しかし、視覚障害者は赤ということがわからなかつた。いつも車の移動で把握するんですけど、早朝、未明の時間ですから、車はほとんど通つてないといふことで判断が難しかつたんだろうと思ふますけれども、赤ということに気づかずに横断をしていてねられたと

ことはないのかと思うんですが、その点についての認識をお伺いします。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

視覚に障害のある方々が交差点等におきまして安全に横断できる、また安全に通行できるという

ことは極めて大切なことであると認識いたしております。

警察におきましては、交差点の信号機に、例えば音響式信号機といいますが、横断時に音が出る信号機でありますとか、視覚に障害のある方々が押した場合に、白い押しボタン箱があるのを御存じかと存じますが、そういうボタンを押した場合に青時間が延長されるというような機能のある信号機の整備などを行い、またバリアフリー法の中での経路等に着目した、そういう安全施設の整備といふものを行つておられます。

○塙川委員 音響式信号機といふものもあるんだ

という話でけれども、そこでちょっと数字の確認で教えてほしいんですが、そもそも全国に信号機というのは何カ所、何基あるのか。そのうち

今の答弁にありました音響式の信号機、音響機能のある信号機の数というのは幾つぐらいなのか、あわせて、いわゆる点字ブロックなんですか。

も、横断歩道には点字ブロックというのがあるわけですね。エスコートゾーンというのをつくることはできるわけですが、このエスコートゾーンというのは、では、全体の信号機のうち、

どのぐらいの数、設置をされているのか。その三つについて説明いただけますか。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

全国の信号機の数でございますが、平成二十九年度末におきまして、信号機の整備数は約二十万八千基となってございます。このうち、信号が青である時間、歩行者用の信号が青である時間帯に音を出して知らせる、先ほど申し上げましたが、視覚障害者用付加装置がついているものが約二万基、全体の一割程度あるということでございます。この視覚障害者用付加装置のほかに、その他、音響機能による支援を行う装置が約四千基、また先ほど申し上げましたが、横断時間の延長機能による支援を行う装置が約八千基の信号機に付加、付加機能があるということでございます。

また、お尋ねのありましたエスコートゾーン、横断歩道にパリアフリー対応といたしまして、点字誘導ブロックを敷いてその上を目の不自由な方が通れるようになつていています。このエスコートゾーンが整備されている交差点が約二千三百カ所ござりますので、全体の信号機の交差点の一%強ということになるかと存じます。

○塙川委員 資料をお配りさせていただきました。一番後ろの四枚目のところにパリアフリー対応型信号機等の整備状況というのを都道府県別の数字で紹介がされております。一番左側にあるように、信号機の基數、合計では二十万基余り、それに対して音響機能のついているものは一万基強ということで、一番右側のエスコートゾーンは二千カ所余りですから、音響機能のついた信号機は全体の一割、横断歩道における点字誘導ブロックに相当するエスコートゾーンは一%ということで、極めて少ないわけです。

私は、大事なことは何かと思つていて、それども、視覚障害者の方にとつては、まずは横断歩道の場所がわかるということなんですね。横断歩道があるかどうかということがまず認識ができるかどうか。その上で、その信号機が赤か青なのか、このことを確認できるということであり、さ

らには、横断歩道がどちらに行くのかということを、その横断歩道の方向がわかるということが極めて重要なわけです。その際に、音声が重要な情報となつているということです。

○塙川委員 お尋ねしますが、道路交通法の第七条においては、歩行者にも信号機の信号に従う義務を課している、また、これに違反すれば罰則もある、そういうものだと承知しておりますが、その点について確認したいと思います。

○北村政府参考人 お答えをいたします。

道路交通法第七条におきましては、道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等に従わなければならぬという規定がございます。また、この規定に対する違反につきましては、第一百二十一條におきまして罰則規定があるところでございます。

○塙川委員 山本国家公安委員長にお尋ねいたします。今答弁がありましたように、道路交通法の第七条において、歩行者などが信号機の信号に従う義務を課している、違反すれば罰則も科せられるといつた際に、視覚障害者の方が信号機の信号を認識することができなければ、そもそも、その指示に従うこともできないわけなんです。ですから、視覚障害者の方が信号機の信号を認識する、このような機器の整備を行うということは、これは道路交通の管理者のいわば最低限の責任、責務ではないかと考えますが、お答えをいただきたい。

○山本国務大臣 お答えいたします。

今答弁がありましたように、道路交通法の第七条において、歩行者などが信号機の信号に従う義務を課している、違反すれば罰則も科せられるといつた際に、視覚障害者の方が信号機の信号を認識することができなければ、そもそも、その指示に従うこともできないわけなんです。ですから、視覚障害者の方々が信号機の信号を認識する、このように迅速に対応していくかということ、これはまたけれども、まさに視覚障害者の方々に判断できるような信号機をつくっていくということは極めて重要であるというふうに思つております。

○塙川委員 先ほど交通局長からも答弁されましたけれども、まさに視覚障害者の方々に判断できるような信号機をつくっていくということは

○山本国務大臣 先ほど交通局長からも答弁されましたけれども、まさに視覚障害者の方々に判断できるような信号機をつくっていくということは

こういう現状を放置をするのかといったところが問われているんですが、もう一度お答えいただきたく。

○塙川委員 先ほど交通局長からも答弁されました。

今答弁がありましたように、道路交通法の第七条において、歩行者などが信号機の信号に従う義務を課している、違反すれば罰則も科せられるといつた際に、視覚障害者の方が信号機の信号を認識することができなければ、そもそも、その指示に従うこともできないわけなんです。ですから、視覚障害者の方々が信号機の信号を認識する、このように迅速に対応していくかということ、これはまたけれども、まさに視覚障害者の方々に判断できるような信号機をつくっていくかということは

極めて重要であるというふうに思つております。

○塙川委員 抜本的な対策が必要だと。欧米諸国など、特にヨーロッパなどでは、歩行者に対しても交通安全管理等の整備事業に必要な体制を整えてまいりたいというふうに思つておるところでござ

ます。

に、警察をしつかりと指導してまいりたいと思っております。

○塙川委員 そもそも現状についての認識をお尋ねしたいんですけど、二十分基の信号機に対して音響式の信号機というのは一割なんですよ。

ですから、道路交通法の第七条できちつと信号機の信号を守りなさいと求めてるのに、九割のところでは、視覚障害者の方がそのままでは認識できな

いといった状況になつているわけなんです。

こういう現状を放置するのかといったところが問われているんですが、もう一度お答えいただきたく。

○山本国務大臣 先ほど交通局長からも答弁されましたけれども、まさに視覚障害者の方々に判断できるような信号機をつくっていくかと

いうふうに思つております。

○塙川委員 ですから、課題ですか。我々にとって大きな課題であるというふうに考えております。

○塙川委員 ですから、課題ですか。我々にとって大きな課題ですが、どうするんですか。

○山本国務大臣 今ほども申し上げましたけれども、昨年度に比べて十億円の増額がなされたといいまして、我々としても、全力を挙げてその予算獲得に取り組み、そして、公共交通施設等の整備事業に必要な体制を整えてまいりたいというふうに思つておるところでござ

ます。

○塙川委員 技術的な対策が必要だと。欧米諸国など、特にヨーロッパなどでは、歩行者に対する交通安全管理等の整備事業に必要な体制を整えてまいりたいというふうに思つておるところでござ

ます。

○塙川委員 そういう点でも、目標を持つて整備計画をつくるということは強く求めたいと思っております。

○山本国務大臣 その上で、先ほど、冒頭で御紹介をいたしました豊島区の事故の事例でけれども、夜間に

交通事故対策をかなり進め、この後お聞きしますけれども、速度抑制や交通量抑制などの対策も物理的な措置として行つてゐるわけなんです。

その際に、交差点における、やはり、このよう

な音響つき信号機を設置をするということは、こ

れは、法律で義務を課している以上、義務を課す側が当然整備しなければいけない最低限の責務だ

といった認識で事に当たる必要があるんだと。そのため、従来からの取組や、新しく開発したシステムの整備を行い、視覚障害者の方が信号のある交差点を安全に横断できる環境を整備するよう

すために、日々、予算も含めてありますけれども、しつかりとした体制を整えてまいりたいと悟りを持って、これからも対応してまいりたいと

いうふうに思つております。

○塙川委員 音響式信号機を抜本的にふやすといた点で、例えば目標を持つて、いつまでに、どれだけ普及する、整備をする、そういうこと

は、持ちませんか。

○山本国務大臣 目標を持つていうことは大変重要なことだというふうに考えておりますけれども、これもまた、整備をしていく、まだ一割しかできておりませんから、あと九割をどういうふうに迅速に対応していくかということ、これは

もう、これもまた、整備をしていく、まだ一割しかできておりませんから、あと九割をどういうふうに迅速に対応していくかと、これは

まさにとつて大きな課題であるというふうに考えております。

○塙川委員 ですから、課題ですか。我々にとって大きな課題ですが、どうするんですか。

○山本国務大臣 今ほども申し上げましたけれども、しっかりと予算確保に努めて、そして、その結果として、早くにその責務を果たせるように、我々としては努力をしてまいりたいと思つております。

○塙川委員 そういう点でも、目標を持つて整備計画をつくるということは強く求めたいと思っております。

○山本国務大臣 その上で、先ほど、冒頭で御紹介をいたしました豊島区の事故の事例でけれども、夜間に

交通事故対策をかなり進め、この後お聞きしますけれども、速度抑制や交通量抑制などの対策も物理的な措置として行つてゐるわけなんです。

その際に、交差点における、やはり、このよう

な音響つき信号機を設置をするということは、こ

れは、法律で義務を課している以上、義務を課す側が当然整備しなければいけない最低限の責務だ

といった認識で事に当たる必要があるんだと。そ

のことにについて、改めてお答えいただけませんか。

○山本国務大臣 もちろん、警察側といたしま

す。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、音響式信号機の設置につ

きましては、視覚障害者の方々の御要望、必要性

があります一方で、付近住民の方々の御理解が必要でございます。

警察におきましては、その稼働時間、あるいは音量、ボリュームの大きさとそういうものにつきまして、交差点ごとに、地域住民の方々の生活環境への影響、また視覚障害者の方の通行の状況等を勘案しながら判断しているところでございますけれども、私も警察庁いたしましては、視覚障害者の方々が安全に道路を利用できる環境の整備、これが重要でございますので、できる限り、可能な限り、付近住民の方々の御理解が得られる形で都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

また、先ほど、大臣の方から御説明ございましたけれども、街頭で大きな音が鳴るというものに加えまして、視覚障害者の方が手元に持つスマートフォンによりまして、視覚障害者の方々の手元で信号の表示を音声で知ることができるというシステムを新たに開発したところでございまして、今年度から整備を行つてまいりたい、そういう事業化を進めてまいりたいと考えてございます。

○塩川委員 スマホのお話があつたんですけども、これは、スマホ対応の信号機というのはどうやら設置されているんでしょうか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

現在は、設置はされておりません。開発して、今年度から導入してまいりたいと思っております。

○塩川委員 検証作業中といふことで、現状ではない。そういう新たな対応といふのは、いろいろ研究もし、工夫していくということは必要だと思います。

同時に、スマホの場合でも、手元で音が鳴るというんですよ。だけれども、視覚障害者の方は、信号機の渡る方向などは、その信号機から音が出

ることによって、交差点と認識もできる、渡る方向というのも認識できる。よくピヨピヨ、カツコーの話がありますけれども、ピヨピヨ、カツコーの音が延長できるといふものが基本的な機能となつてございます。一部には、それに対応して音声が鸣つているのを変えるとかという、カツコーを含めて、いろいろ工夫して警察もやつているわけですね。しかし、手元で鳴ると、それがわからぬんですよ。

そういうたびに、視覚障害者の方の音と要望をしっかりと受けとめた対応というのをぜひ

うつてもらいたいと思いますし、この音式信号機についてですが、視覚障害者の方のための音と

いうのは、騒音じゃありません、命にかかる音なんです。そういうたびに、いろいろな地域では、例えば五段階の音の調整もしながら工夫したりもしているんですよ。全く切る必要はないん

じゃないのか、全く切つてしまつていうことなしでも対応できるんじやないか、これはいろいろや

りようはあると思うんですねけれども、そういう工夫はできるんじゃないですか。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど答弁の中でも、稼働時間、音量について交差点ごとにと申し上げましたのは、ただいま委員御指摘のとおり、音を消す時間帯がなるべく少

ないようなどうすることありますとか、あるいは音量を下げても運用できるようにとすることで

地元の住民の方々の御理解を得ようという努力は進めているところでございまして、こうした努力が進んでいます。

○塩川委員 次に、生活道路における歩行者の安

全確保対策の抜本的な強化を求めていたと思つております。

○山本大臣 お尋ねします。現在、春の全国交通安全運動の実施中でありますけれども、大津において、歩行者の交通事故対策の抜本的な強化を求めるものであります。そういう点

でも、交差点ですか、通学路や生活道路の安全対策の必要性、まさに重要なつて思つています。

○塩川委員 ですが、この点についての大臣の認識を伺います。

○山本國務大臣 先日の大津での事故は、本当に痛ましいことになりました。二歳の園児の方が二人お亡くなりになりました。御冥福をお祈りいた

いと願っていますし、また、負傷された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げたいと思います。

我が国の交通死亡事故、まさに、諸外国に比べ

シグナルエイドにつきましては、信号機の青時間が延長できるといふものが基本的な機能となつてございます。一部には、それに対応して音声が鳴るような設定に変わる、押しボタンを押したのと同じような形になるといふものもございますが、こうしたものも含めまして、視覚障害者のことは大事であると考えています。

○塩川委員 ゼロ、その普及を図るということで取り組んでいただきたい。

最後に視覚障害者の関係のことでお尋ねしたいのは、こういった障害者の声を道路交通安全対策にしつかりと反映できる、そういう仕組みといふのを具体的にやつていただきたい。その点で、山本大臣の方からも旗を振つていただいて、障害者の声を道路交通安全対策に反映できる、そういう仕組みをしつかりとつくり、対応していく、その点についてお答えいただけないでしょうか。

○山本國務大臣 委員おっしゃるように、視覚障害者の方々に対しても交通安全という観点から我々警察としてできることは全てやつていく、そ

んな気持ちを持つて、これからも対応してまいりたいというふうに思つております。

○塩川委員 まさに、生活道路における歩行者の安

全確保対策の抜本的な強化を求めていたと思つております。

○山本大臣 お尋ねします。現在、春の全国交通安全運動の実施中でありますけれども、大津における事故というのは、歩行者の交通事故対策の抜本的な強化を求めるものであります。そういう点

でも、交差点ですか、通学路や生活道路の安全対策の必要性、まさに重要なつて思つています。

○塩川委員 ですが、この点についての大臣の認識を伺います。

○山本國務大臣 先日の大津での事故は、本当に

痛ましいことになりました。二歳の園児の方が二人お亡くなりになりました。御冥福をお祈りいた

いと願っていますし、また、負傷された方々の一日も

早い回復をお祈り申し上げたいと思います。

我が国の交通死亡事故、まさに、諸外国に比べ

ますと、歩行者が犠牲になるといふことが大変多くなつております。この対応、交通事故防止と

いうものが極めて重要な課題であるといふに認識をいたしております。

今、春の交通安全運動というようなお話をございましたけれども、我々といたしましても、歩行者

が犠牲となる交通事故を防止するために、交通安全教育や広報啓発、それから、指導取締り、交

通安全施設の整備等々、実施してきたところでござりますけれども、依然として、交差点やあるい

は通学路において幼児や児童を含む歩行者が危険にさらされている現状を重く受けとめているとこ

ろでございます。

今後、関係機関、団体と連携しつつ、歩行者の

安全を守るために取組、これを強力に推進するよ

う、警察を指導してまいりたいと思つております。

○塩川委員 今大臣の答弁にありましたように、

日本は、欧米主要国に比べて、歩行者が犠牲とな

る事故が大変多いという大きな特徴があるわけで

す。

資料の一枚目に、国別、状態別の高齢者の三十

日以内の死者数についてのグラフを載せました。

左側が歩行中で、左から二番目が自転車乗用中で

すけれども、こういった死亡事故というのが、日

本でいえば、合わせて五〇・九%と。それに対し

て、フランスは合計で二〇・八%、ドイツは二

七・一%、イギリスは三〇・五%、アメリカは一

八・二%ということで、歩行中、自転車乗用中の

死者数が欧米主要国は一割から三割台なのに、日

本は五割を超えているということで、極めて高

い。歩行中、自転車乗用中の死亡事故の割合は、

G7で最下位だとも紹介をされているところです。

あわせて、下のグラフですけれども、生活道路

における交通死亡事故件数の推移ですけれども、

車道の幅員が五・五メートル未満、車がやっとす

れ違えるような、歩行者がよくなくちやならない

ような、そういう道路を生活道路としていますけ

れども、この生活道路においての事故を見たとき

ります。

に、もちろん全体とすれば死亡事故件数は減っている。しかし、その中で、生活道路とその他の道路を切り分けると、全体に占める生活道路の割合というのが、緑の折れ線グラフにあるように、傾向としてずっと高まっている。つまり、生活道路における事故というのが全体の中に占める割合がどんどんどんどん高まっているという現状にあるわけなんです。

そういう点でも、生活道路における交通死亡事故が、このグラフでいえば、二〇〇六年の一四・八%が、二〇一八年一六・七%と上がってきていたという点で、生活道路に対する対策というのが極めて重要だということを指摘せざるを得ません。

そこで警察庁にお尋ねしますが、このような生活道路における人口当たりの事故件数について説明をしていただきたい。

○柳井政府参考人 お答えを申し上げます。

幅員五・五メートル未満の道路を対象に、人口十万人当たりの事故発生件数を年代別に集計をいたしましたと、平成二十九年の死傷事故件数については小学生が最も多く、人口十万人当たり〇・四四件となっています。

○塩川委員 資料の二枚目に、そのことを示すグラフを紹介しておきました。

死傷事故件数では小学生が飛び抜けて多いんですね。あわせて、死亡事故ではやはり高齢の方、七十五歳以上の方が大変高いという点でも、子供や高齢者が歩行中の事故というのは極めて高いということが、ここにも見てとることができるわけです。

そこで、交通安全対策を担当する宮腰大臣にお尋ねをいたします。

政府は、交通安全対策基本法に基づき、交通の安全に関する総合的、長期的な施策の大綱である交通安全部門基本計画を作成し、各種施策を行つてお

ります。

交通安全基本計画では、特に我が国では、欧米諸国と比較して交通事故に占める歩行者の割合が高くなっていますが、歩行者の安全確保を図ることが重要であると指摘をしております。

生活道路の安全性を高めるという施策というの問題ではないのか、この点についての大臣の認識をお伺いします。

○宮腰国務大臣 御指摘のとおり、我が国における交通事故死者数に占める歩行者あるいは自転車の割合は、一・五倍から二倍、欧米諸国と比較して高くなっています。このことを踏まえまして、現行の基本計画では、議員御指摘のとおり、

「人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図ることが重要である」としております。

その意義は、基本計画が、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的、経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指しているということにあります。

生活道路を含めまして、今後とも、基本計画を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、歩行者の安全にかかるわる策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 歩行者の安全確保策を重視をして取り組むということが必要だという点で、高齢者や子供たちの安全確保のために生活道路の交通安全対策が極めて重要で、対策としては、車両の速度を抑制する、車両の量そのものを、交通量を抑制する、歩車分離と言われるような、歩行空間をしっかりと確保する、交差点対策をしっかりと行なうということが中心的な話だらうと思つております。

そういうのも、やはり一つは車両の速度の抑制ということが重要だというのは、衝突時の自動車の走行速度が歩行者にとって致命傷となる、そういうことが、ここにも見てとができるわけです。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十三年三月に警察庁における検討委員会が出しました報告書がござりますけれども、その

中では、自動車の走行速度が時速三十キロメートルを超えると歩行者が致命傷を負う確率が急激に高まる結果となつていていうふうにされてございます。

○塩川委員 答弁にありましたように、資料の二枚目にW.H.O.を出典とするグラフがあります。三十キロを境にして致命傷を受ける確率が非常に高まるという点で、速度抑制をしつかり図る。その場合に、その速度抑制というのを交通規制だけではなくて物理的なデバイスによって、物理的な手段によって確保するということがあわせて重要なわけです。

そういう意味でも、きょうはもう時間がないのでこれ以上質問はできないわけですが、ハンドルとか狭窄といった、資料の三枚目に紹介しているような、こういう物理的なデバイスをしつかりと設置をする。私は、そういう點でも予算の使い方を変えるべきだ、大型公共交通事業としての道路をどんどんつくるといったことを見直して、こういった生活道路についての交通安全対策に振り向けていかく、安倍麻生道路なんかもうきっぱりとやめて、こういった生活道路の交通安全対策の予算措置を行えということを求めて、質問を終わります。

本法律案は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、自身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものです。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○牧原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔本号末尾に掲載〕

○宮腰国務大臣 成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的としたものです。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本法律案は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、自身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものです。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○牧原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○牧原委員長 この際、御報告申し上げます。

去る八日、議長より本委員会に送付されました、議員辻元清美君外百二十四名からの国家公務員の再就職状況に関する予備的調査の要請につきましては、理事間の協議により、衆議院規則第五十六条の三第三項によつて、昨十四日、調査局長に対し、予備的調査を命じましたので、御報告いたします。

成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律案につきましては、その提案理由及び

次回は、来る十七日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

目次

第一章 内閣官房関係
第二章 内閣府関係等
第三章 特定非営利活動促進法(一部改正)
第四章 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五章 第二十二条の二第一項第一号ハ(1)を次のように改める。
(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第六条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五条 第二十二条の二第一項第一号ハ(1)を次のように改める。
(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
第六章 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五条 第二十二条の二第一項第一号ハ(1)を次のように改める。
(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第六条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五条 第二十二条の二第一項第一号ハ(1)を次のように改める。
(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
第六章 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第五条 第二十二条の二第一項第一号ハ(1)を次のように改める。
(1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第十三条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改定する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運輸代行業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十四条 自動車運輸代行業の業務の適正化に關する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(自動車運輸代行業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十五条 インターネット異性紹介事業を利用しない者又は「を削り、「受け」を「受けて」に改め、同号第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号第七号とし、同号第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(探偵業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十六条 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(探偵業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十七条 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(探偵業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は「を削り、「受け」を「受けて」に改め、同号第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号第七号とし、同号第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

(探偵業の業務の適正化に關する法律の一部改正)

第十九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(無尽業法の一部改正)

第二十条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十一条)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項第五号ニ(1)を次のように改める。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(金融商品取引法の一部改正)

第二十二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十一条)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第五号ホ(3)中「第二号口からリまでの「を「次の」に改め、同号ホ(3)に次のように加える。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(金融商品取引法の一部改正)

第二十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十一条)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第五号ホ(3)中「第二号口からリまでの「を「次の」に改め、同号ホ(3)に次のように加える。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(金融商品取引法の一部改正)

第十二条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十三条の四第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(金融商品取引法の一部改正)

第二十二条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(金融商品取引法の一部改正)

条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

第六十六条の四十二第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいづれか」を「第六十六条の三十第一項第三号イ若しくはロ」に、「同号イからりまでのいづれか」を「同号イ若しくはロ」に改める。

第六十六条の五十三第五号イ中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号イに次のように加える。

(1) 心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者

として内閣府令で定める者

(2) 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

として内閣府令で定める者

第六十六条の五十三第六号イ中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は前号イ(1)を加える。

第六十六条の六十三第二項中「第二十九条の四第一項第二号イ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は前号イ(1)を加える。

第六十六条の五十三第五号イ(1)若しくは(2)に、「同号イからりまでのいづれか」を「同号イ(1)若しくは(2)」に改める。

第六十七条の四第二項第二号中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

第六十九条第五項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいづれか」を「第六十七号

の四第二項第二号イ又はロ」に改める。

第七十九条の三十一第一項第三号中「第二十

九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次

の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す

ることができない者として内閣府令・財

務省令で定める者

までのいづれかに該当する者

ロ 第二十九条の四第一項第一号ロからり

までのいづれかに該当する者

ロ 第二十九条の四第一項第一号ロからり

までのいづれかに該当する者

ロ 第二十九条の三十一第一項第三号イ又はロ」に改

めることができない者として内閣府令・財

務省令で定める者

までのいづれかに該当する者

ロ 第二十九条の四第一項第一号ロからり

までのいづれかに該当する者

第一百四十二条第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第一百五十五条の三第二項第四号中「第八十二

条第二項第三号イ、ロ又はホの」を「次の」に改

め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により外国市場取引に係る

業務を適正に行うことができない者とし

て内閣府令で定める者

ロ 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホ

に該当する者

ることができない者として内閣府令で定める者

第一百五十六条の六十七第一項第四号ロ中「破

産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決

定を受けて復権を得ないもの」を「破産手続開始の決

定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中

「禁錮」を「禁錮」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第一百二十二条 公認会計士法（昭和二十三年法律第

百三号）の一部を次のようにより改正する。

第四条第一号中「成年被後見人又は被保佐

人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を

「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて

を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第三十四条の十の十第二号中「成年被後見

人又は被保佐人」を削り、同条第五号中「破

産者であつて」を「破産手続開始の決定を受け

て」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部

改正）

第二十三条 協同組合による金融事業に関する法

律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次

のようにより改正する。

第五条の四第三号を次のようにより改める。

一 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができる者として内閣府令で定める

ことができる者を加える。

二 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに

該当する者

第一百五十六条の六十七第一項第四号ロ中「破

産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決

定を受けて復権を得ないもの」を「破産手続開始の決

定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中

「禁錮」を「禁錮」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正）

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正）

第十七号第一項第三号イを次のようにより改め

る。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得

れる職務を適正に執行することができない

者として内閣府令で定める者

ことができる者として内閣府令で定める

ことができる者を加える。

二 第二十九条の二十三第四項中「第二十九条の四

第一項第二号イからりまでの」を「次の」に

改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行す

ることができない者として内閣府令で定

められる者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからり

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

までのいづれかに該当する者

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のようにより改正する。

第九十八条 第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める

者

（信用金庫法の一部改正）

第二十六条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができる者として内閣府令で定める

者が

第八十五条の十二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十一第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の十二第一項第四号ロ中「破産者

と復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十七条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第十六条の八第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないものを「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（労働金庫法の一部改正）
第二十八条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（銀行法の一部改正）
第二十九条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改める。

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)を次のように改める。
ロ 心身の故障のため電子決済等代行業を

に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)を前号ロ(2)に改め、同号ロを同号ハ」とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を

適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)を前号ロ(2)に改め、同号ロを同号ハ」とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を

適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)を前号ロ(2)に改め、同号ロを同号ハ」とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を

適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)を前号ロ(2)に改め、同号ロを同号ハ」とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により電子決済等代行業を

適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

（貸金業法の一部改正）
第三十条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改める。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 心身の故障により貸金業を行なうこ

とができる者として内閣府令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第一項第九号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

（第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。）

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六条第一項第十号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

（第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。）

各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

（第四十一条の三十九第一項第四号イを次のように改める。）

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 心身の故障により認証事務を適正に行う

ことができる者として総務省令で定める

ものに該当すると認められる場合

(地方税法の一部改正)

第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第一百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百七条 第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ」に、「終わつてから」を「終わり」に、「一年」を「二年」に改め、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行なうことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第六条第二号、第三号若しくは第五号の二」を「第六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれか」に、「犯し」を「犯し」に改め、同条第五項中「において」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外」を「ほか」に改め、同条第八項中「第十六条第二号、第四号又は第五号の二」を「第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれか」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は」を「規定は」に、「に」を「について」に、「に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改め。第十三条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外」を「ほか」に、「差別されでは」を「差別されでは」に改める。

第十六条规定第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」

を「犯し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八条第二項中「左の各号の一に該当す

る場合においては」を「次の各号に掲げる場合の

いずれかに該当するときは」に、「反して」を「反して」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが

第四百七条第二号に「ほか」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「に」を「いずれかに

に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改

して、「に」改め、同条第三項中「定が」を「定めが

に、「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「第

三号」を「第二号」に、「に」を「いずれかに

に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改

める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号を削り、同条第三号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に、

「もの」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、

同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた

者」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、

同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号

とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同号を同条第七号とする。

第七条第一項第一号中「第五号」を「第四号

に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「抹消に」を「抹消に

いて」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十六条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十項中「一に」を「いづれかに」に改める。

第二百九十二条の特例に関する法律の一部改正

第七条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破産者」であつて「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十項中「一に」を「いづれかに」に改める。

第三十条の見出しを「(平等取扱いの原則)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外」を「ほか」に、「差別されでは」を「差別されでは」に改める。

第十六条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」

を「犯し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改

正)

第四十七条 旧市町村の合併の特例に関する法律の規定(第六号)附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同

法の一部を次のように改正する。

第五条の六第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条

又は「に改める。

市町村の合併の特例に関する法律の一部改正

第四十八条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第二十四条第一項中「以下」の下に「この条例及び次条において」を加え、同条第六項第一号中

「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十一項

(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改める。

(司法書士法の一部改正)

第五十一条 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条

第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削

り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者

第十条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第十六条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

第三十六条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

第三十七条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

第三十八条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条

第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。

第三十九条 競争の導入による公共サービスの改

革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の

一部を次のように改正する。

第四十条 競争の導入による公共サービスの改

革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の

一部を次のように改める。

一 心身の故障により官民競争入札対象公共

サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの

で、その者は又はその法定代理人若しくは同居の親族は遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第一号中「禁錮」を

「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五十三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法

律第二百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第十六条第一項第一号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受け復権を得ない者」に改める。

(再生保護事業法の一部改正)

第五十五条 再生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障のため職務を適正に行うこと

ができない者として法務省令で定めるもの(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号イを次のように改める。

イ 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第五条第七号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」と改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第五十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十八条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受け復権を得ない者」に改める。

(再生保護事業法の一部改正)

第五十五条 再生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第七条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条の見出しを「(変更等の届出)」に改

め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができるおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至つたときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

(酒税法の一部改正)

第六十一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、同条第十号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第六十二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の九第二項第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

(通関業法の一部改正)

二 心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

(通関業法の一部改正)

第六十三条 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条の見出しを「(変更等の届出)」に改

め、「第一項第一号」を「第四条第三号から第十号まで」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第十号」を「第九号」に改める。

(酒税法の一部改正)

第六十四条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十四条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十五条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十六条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十七条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十八条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第七十条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第七十一条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第七十二条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第三号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第四号中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第十七条第八号及び第二十二条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第二十三条第五号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第六号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第七号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第一項中「第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第三十三条第六号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九条」を「第九条第一項(第一号に係る部分に限る)若しくは第二項」に改める。

第三十四条第一項中「第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第三十一条第四号中「第二十九条又は第三十条」を「又は前二条」に改め、同条第六号中「破産者となつた」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第十一号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第五十二条中「第十五条」の下に「(第一号に係る部分に限る)」を加え、「第三十条」を「第三十条第一項第一号に係る部分に限る」若しくは「第二項」に改める。

(塩事業法の一部改正)

第六十五条 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七条第一項第三号を次のように改める。

第七条第一項第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七条第一項第五号を次のように改める。

第七条第一項第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第九条 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第十五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六条第三号及び第十九条第二項第一号に係る部分に限る)若しくは第二項」に改める。

第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九条」を「第九条第一項(第一号に係る部分に限る)若しくは第二項」に改める。

第三十四条第一項中「第二十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

第十六条第四項第三号イを次のように改める。

（宗教法人法の一部改正）

第六十六条 株式会社日本政策金融公庫法(昭和二十二年法律第二百二十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(学校教育法の一部改正)

第六十七条 学校教育法(昭和二十二年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六十八条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六十九条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第六十条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

第十四条第一項「(私立学校法の一部改正)」を「若しくは第六号」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第七十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項「(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)」を「(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)」に改める。

(第二十二条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める)

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第七十二条 技術士法(昭和五十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項「(技術士法の一部改正)」を「(技術士法の一部改正)」に改める。

第十八条第一項「(技术士法の一部改正)」を「(技术士法の一部改正)」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第七十三条 著作権等管理事業法(昭和十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項「(著作権等管理事業法の一部改正)」を「(著作権等管理事業法の一部改正)」に改める。

項に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に、	第三条第三項中第四号を削り、第五号を第十四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号に改める。
第三十条中「第七条第一項」を「第七条第一項」に改める。	第三十四条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「取消」を「取消し」に改める。
第三十四条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「取消」を「取消し」に改める。	第三十四条第二項中「ト」を「ヘまで」に改め、同号ト中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中「ヘ」を削り、ホを二とし、ヘをホとし、同号ト中「ヘ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。
第八十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。	第八十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第四十六条の四第二項第二号を次のように改める。	第四十六条の四第二項第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの	二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)	(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第八十二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。	第八十二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第二項第二号中「又は」を「又は」に改め、同項第四号を次のように改める。	第三十三条第二項第二号中「又は」を「又は」に改め、同項第四号を次のように改める。
四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
(社会福祉法の一部改正)	(社会福祉法の一部改正)
第八十三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。	第八十三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第四十条第一項第二号を次のように改める。	第四十条第一項第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの	二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
第一百五十五条第二項を次のように改める。	第一百五十五条第二項を次のように改める。
2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。	2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。
(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)	(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)
第八十四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十一年法律第十四号)の一部を次のように改正す	第八十四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十一年法律第十四号)の一部を次のように改正す
第三十条第三項中第四号を削り、第五号を第十六号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号に改める。	第三十条第三項中第四号を削り、第五号を第十六号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号に改める。
第八十八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。	第八十八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第四条中「成年被後見人又は」を削る。	第四条中「成年被後見人又は」を削る。
第六条中「又は第二項」を削る。	第六条中「又は第二項」を削る。
第五十条第二項第二号中「トまで」を「ヘまで」に改め、同号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、同号ト中「ヘ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。	第五十条第二項第二号中「トまで」を「ヘまで」に改め、同号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、同号ト中「ヘ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。
第五十一条第一項中「第七号」を「第六号」に改める。	第五十一条第一項中「ト」を「ヘ」に改める。
(あへん法の一部改正)	(あへん法の一部改正)
第八十五条 あへん法(昭和二十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。	第八十五条 あへん法(昭和二十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。	第十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第四十二条第一項中「又は第三号」を削る。	第四十二条第一項中「又は第三号」を削る。
(水道法の一部改正)	(水道法の一部改正)
第八十六条 水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。	第八十六条 水道法(昭和三十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第二十五条の三第一項第二号イを次のように改める。	第二十五条の三第一項第二号イを次のように改める。
イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
(社会保険労務士法の一部改正)	(社会保険労務士法の一部改正)
第二十五条の三第一項第二号ホ中「ニ」を「ホ」と改め、同号ホを同号ヘとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。	第二十五条の三第一項第二号ホ中「ニ」を「ホ」と改め、同号ホを同号ヘとし、同号中ニをホとし、ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)	(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)
第八十七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。	第八十七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第五条第三号ホ中「成年被後見人又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。	第五条第三号ホ中「成年被後見人又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
(薬剤師法の一部改正)	(薬剤師法の一部改正)
第八条の二第一項中「前条第二項第一号」を	第八条の二第一項中「前条第二項第一号」を
第九十条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。	第九十条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第五項第一号を次のように改める。	第二十八条第五項第一号を次のように改める。
一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務

を適正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

第六十九条の二第一項第二号中「禁錮」を「禁
錮」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第一百条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三
十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

第一百条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律(平成十一年法律第百四十四号)

一 心身の故障により精神保健福祉士の業務

を適正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

(第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律の一部改正)

第一百条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律(平成十一年法律第百四十四号)
の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第一号を次のように改める。

一 心身の故障により二種病原体等を適正に
所持することができない者として厚生労働

省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」
に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中
「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号
とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から
第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に
次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正
する法律の一部改正)

第一百条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部
を改正する法律(平成十九年法律第百一十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条の二のうち社会福祉士及び介護福祉士

法附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の

次に七条を加える改正規定のうち附則第三条第
一号に係る部分中「成年被後見人又は被保佐人」

を「心身の故障により准介護福祉士の業務を適

正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

第六十九条の二第一項第二号中「禁錮」を「禁
錮」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第一百条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三
十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

第一百条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律(平成十一年法律第百四十四号)

一 心身の故障により精神保健福祉士の業務

を適正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

(第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律の一部改正)

第一百条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律(平成十一年法律第百四十四号)
の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第一号を次のように改める。

一 心身の故障により二種病原体等を適正に
所持することができない者として厚生労働

省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」
に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中
「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号
とし、同条中第七号を第八号とし、第二号から
第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に
次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

(公認心理師法の一部改正)

第一百四条 公認心理師法(平成二十七年法律第六
十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により公認心理師の業務を適
正に行うことができない者として文部科学

省令・厚生労働省令で定めるもの

二 心身の故障により技能実習に関する業務

を適正に行うことができない者として主務

省令で定めるもの

第六十九条の二第一号を第十三号とし、第十一号

を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条

第九号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号

を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号と

し、同条第七号中「第十一号」を「第十一号」に改

め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条

第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加え

る。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第二十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」

に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を

「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同号ロ

及びハ中「第十一条第十二号」を「第十一条第十三号」

に改める。

第四十条第二項第一号中「第十条第十号」を

「第十一条第十一号」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせん

に係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第一百七条 民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんに係る児童の保護等に関する法律(平

成二十八年法律第百十号)の一部を次のように

改正する。

附則第六条第二項中「新法」を「労働者派遣法」
に改め、同条第四項中「新法第六条各号(第四号
から第七号)を労働者派遣法第六条各号(第五
号から第八号)に、「新法第四十八条第三項」を
「労働者派遣法第四十八条第三項」に、「新法第
二十三条第三項」を「労働者派遣法第二十三条第
三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派
遣法」に改める。

第八条第一号及び第二号を次のように改め
る。

一 心身の故障により養子縁組のあつせん事業

を適正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第二十六条中「第一号から第四号まで」を「第

一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を

削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号

までを一号ずつ繰り上げる。

律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号を次のように改める。

五 心身の故障により技能実習に関する業務

を適正に行うことができない者として主務

省令で定めるもの

第六十九条の二第一号を第十三号とし、第十一号

を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条

第九号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号

を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号と

し、同条第七号中「第十一号」を「第十一号」に改

め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条

第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加え

る。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第二十六条第一号中「第十二号」を「第十三号」

に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を

「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同号ロ

及びハ中「第十一条第十二号」を「第十一条第十三号」

に改める。

第四十条第二項第一号中「第十条第十号」を

「第十一条第十一号」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせん

に係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第一百七条 民間あつせん機関による養子縁組の

あつせんに係る児童の保護等に関する法律(平

成二十八年法律第百十号)の一部を次のように

改正する。

附則第六条第二項中「新法」を「労働者派遣法」
に改め、同条第四項中「新法第六条各号(第四号
から第七号)を労働者派遣法第六条各号(第五
号から第八号)に、「新法第四十八条第三項」を
「労働者派遣法第四十八条第三項」に、「新法第
二十三条第三項」を「労働者派遣法第二十三条第
三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派
遣法」に改める。

第八条第一号及び第二号を次のように改め
る。

一 心身の故障により養子縁組のあつせん事業

を適正に行うことができない者として厚生

労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第二十六条中「第一号から第四号まで」を「第

一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を

削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号

までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条第一項中「第八条第一号」を「第八条第一号」に改める。

第八章 農林水產省關係

(農業協同組合法の一一部改正)
第一百八条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第

百三十一号)の一部を次のように改正する。
第三十条の四第一項第二号を次のように改め
る。

二 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができない者として農林水産省令で定められた者

第九十二条の六第一項第四号イを次のように
める者

改める。

イ 心身の故障のため競争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない

者として、この項の規定による指定を受

けようとする紛争解決等業務の種別(紛
争解決等業務に係る信用事業等及び共済

事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用

事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農

林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号口中破産者で復権を得ないものを「破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中

〔紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をハ。以下同じ。〕を削る。

第九十二条の八第二項中「同条第四項に」を

「同項第四号イに」に改める。

「第二十二条の六第二項中「第二十二条の六第一項第四号イ」を「第九十二条の六第一項第四号イ」に改

(水産業協同組合法の一都改正) める。

第百九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律)

第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第二号を次の二項に改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行する
ことができない者として農林水産省令で定

第三十四条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
第一百二十二条の六第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者
第一百二十二条の六第一項第四号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。」を削る。
第一百二十二条の八第二項中「同条第四項に」を「同項第四号イに」に改める。
第一百二十二条の九第二項中「第一百二十二条の六第四項」を「第一百二十二条の六第一項第四号イ」に改める。
（獣医師法の一部改正）
第一百十条 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「次の各号のいづれかに該当する者」を「未成年者」に改め、同条各号を削る。
第八条第一項中「獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は」を削る。
第九条中「抹消並びに」を「抹消」に、「について」を「並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項」に改める。
（土地改良法の一部改正）
第一百十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五条）の一部を次のように改止する。
第二十三条第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。

第三百二十二条 家畜法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

「全て」に改める。

第七条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八条中「前条の免許の取消又は」を「前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同項の規定による」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第一百三十三条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改訂する。

第十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九条第一項中「家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を削り、同条第二項中「第十七条第二項各号の一」を「第十七条第一項各号のいづれか」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第三十二条中「並びに家畜人工授精師」を、「家畜人工授精師」に改め、「申請手続」の下に「並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第一百四十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改訂する。

第四十六条の六第二項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同

第九十五条とし 同項中第七号を第一号とし 第六号を第七号とし、同項第五号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号を同項第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者

第二百四十六条の九に次の二項を加える。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第二百五十五条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百六十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五条の六第一項第四号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。
第九章 経済産業省関係
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第一百七条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五条の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者が
第三十五条の四第一項第二号を次のように改める。
一 心身の故障により業務を適正に行うこととができない者として主務省令で定める者が
二 第十五条第二項第一号口から又までのいづれかに該当する者
三 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四 法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
第六十九条の二第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
第六十九条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないものを「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。
第七十条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百八十八条)の一部を次のように改正する。
第六十条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号を次のように改める。
三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
(商品先物取引法の一部改正)
第六十九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改める。
第一百七条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改める。
二 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
（商品先物取引法の一部改正）
第三十五条の四第一項第二号を次のように改める。
一 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者
二 第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者を除く。又は第五十三条の規定により登録を取り消された、取消しの日から二年を経過しない者を次に各号のいづれかに該当する者に改め、同項に次に各号を加える。
一 第七条第一号又は第二号に掲げる者
二 第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者を除く。
三 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号のいづれかに該当する者があるもの

第五十三条中「一に」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十一条第二項第三号若しくは第四号」に改める。
二 第二十四条第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
（技術研究組合法の一部改正）
第一百二十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改める。
二 第二十四条第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め

る。
(割賦販売法の一部改正)
第一百一十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第一百二十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第一百二十七条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三第六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第一百二十八条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三第六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)
第一百二十九条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように

改める。
(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)
第一百三十条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

改正する。

第八条第一号を次のように改める。

士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第一百二十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

一 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第一百二十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

一 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第一百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百三十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第一百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百三十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第一百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百三十八号)附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第一百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百三十八号)附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第一百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百三十八号)附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

一 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

一 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

り、同条第十号を次のように改める。

十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

二 心身の故障によりクラスター弾等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第六条第一号を次のように改正する。

第一百三十九条 産業競争力強化法の一部を次のよう
に改正する。

第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人

若しくは被保佐人」を「心身の故障のため職務を

適正に執行することができない者として主務省

令で定める者」に改める。

（水銀による環境の汚染の防止に関する法律の

一部改正）

第一百四十条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により特定水銀使用製品の製

造を適正に行うことができない者として主

務省令で定める者

第二十八条第二項第二号中「第六条第二項」の

下に「第七条第三号」を加える。

第十章 国土交通省関係

（船員職業安定法の一部改正）

第一百四十二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により船員派遣事業を的確に

遂行することができない者として国土交通

省令で定めるもの

第五十六条第六号を第七号とし、第五号を

第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次

に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者

第六十条第五項中「第四号」を「第五号」に改め

る。

第七十六条中「から第四号まで」を「、第二

号、第四号及び第五号」に改め、「未成年者」の

下に及び心身の故障により派遣元責任者の職

務を的確に遂行することができない者として國

土交通省令で定めるものを加える。

第一百三十二条第一項中「第四号」を「第五号」に改め

（建設業法の一部改正）

第一百四十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十三号まで」を「第十四号まで」に

改め、同条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者

第八条第九号中「第十三号」を「第十四号」に改

め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第

十一号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同

条第十三号とし、同条第十一号中「第九号」を

「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同

条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次

に次の一号を加える。

十 心身の故障により建設業を適正に営むこ

とができるない者として国土交通省令で定め

るもの

（測量法の一部改正）

第一百四十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八

十八号)の一部を次のように改正する。

五十五条规定の六第一項第一号を次のように改

める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者

第五十五条第六第一項第四号中「又は成年被

後見人」を削る。

（国際観光ホテル整備法の一部改正）

第一百四十四条 国際観光ホテル整備法(昭和二十

四年法律第二百七十九号)の一部を次のように

改正する。

第六条第一項第五号中「成年被後見人若しく

は被保佐人又は」を削り、「受け」を「受け」に

改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六

号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

規定する登録ホテル業を行なうことができない者として国土交通省令で定めるものであるとき。

第十六条第一項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条第二項中「同項第七号」を「同項第六

号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあ

り、並びに第十六条第一項及び第二項中「登録

ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、第六条第一項第八号に改め、「第十六条第一項及び

第十二条第一項第一号を「登録旅館業」とあるのは「登録旅館業」とを「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」とを削る。

（建築基準法の一部改正）

第一百四十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第

二百一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「点検」の下に

「次項第四号及び」を加え、同条第二項中「第二号

を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号

とし、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により調査等の業務を適正に

行なうことができない者として国土交通省令

で定めるもの

（前項第三号）に改める。

第十二条の二第三項第二号中「前項第二号」を

「前項第三号」に改める。

三 第十二条の三第四項中「と」の下に「同項第四

号及び」を加える。

第十八条の三第一項中「第七十七条の六十二

第二項第一号」を「第七十七条の六十二第二項第

三号」に改める。

第七十七条の十九第一号中「成年被後見人若しく

は被保佐人又は」を削り、「受け」を「受け」に

改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六

号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により確認検査の業務を適正

に行なうことができない者として国土交通省

令で定めるもの

第七十七条の三十五の三第一号中「成年被

後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第

七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条中

第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、

第七号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により構造計算適合性判定の

業務を適正に行なうことができない者として

国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十七第一号中「成年被後見

人又は被保佐人」を削り、同条第三号中「禁錮」

を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号と

し、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により認定等の業務を適正に

行なうことができない者として国土交通省令

で定めるもの

（建築基準法の一部改正）

第七十七条の五十九第二号を削り、同条第三

号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号

とし、同条第四号中「第二項」を「第二項第三号

から第五号まで」に改め、同号を同条第三号と

し、同条第五号中「第七十七条の六十二第二項」

を「第七十七条の六十二第二項第三号から第五

号まで」に改め、同号を同条第四号とし、同条

第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改

め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条

第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心

身の故障により確認検査の業務を適正に行な

うものについては、第七十七条の五十八第一

号の登録をしないことができる。

第七十七条の六十一第二号を削り、同条第三

号中「第七十七条の五十九第三号」、第六号又は

第七号を「第七十七条の五十九第二号、第五号

又は第六号」に改め、同号を同条第二号とし、

同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により確認検査の業務を適正

に行なうことができない場合に該当するもの

として国土交通省令で定める場合に該当す

るに至つたとき 本人又はその法定代理人人

若しくは同居の親族

	<p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>第二十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができる者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)</p>	<p>第一百六十四条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>(第五十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>第五十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。</p> <p>三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>第五十四条第三号を次のように改める。</p>
	<p>(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十六条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 心身の故障により登録事務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十六条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 心身の故障により登録事務を適正に行うことのできない者として国土交通省令で定めるもの</p>	<p>第一百六十五条 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改める。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>第二十五条第一項第一号を次のように改める。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>第四十九条第一項第一号を次のように改める。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p>
	<p>第一百六十六条 自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)の一部を次のように加える。</p> <p>ホ 心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）</p>	<p>第一百六十六条 自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項第一号中「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」を削り、「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」を「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」とし、同号を同条第一号とし、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>第十一章 環境省関係</p>
	<p>第一百六十七条 土地法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（自然公園法の一部改正）</p>	<p>第一百六十七条 土地法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項第一号中「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」を削り、「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」を「自然公園法(昭和三十二年法律第六十号)」とし、同号を同条第一号とし、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>一 心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの</p>

めるもの
第七条第五項第四号又中「ト」を「チ」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「ト」を「チ」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホを「ヘ」とし、口からニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加えりからルまでに改める。

第八条の二第一項第四号中「ヌ」を「ル」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホを「ヘ」とし、口からニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。
第九条第六項中「第七条第五項第四号イから

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第十項中「各号に」を「各号のいすれに

も」に改め、同項第四号中「ヌ」を「ル」に改める。

第七条の二第四項中「前条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで〔同号チからヌまで〕」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで〔同号リからルまで〕」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用者が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第七条の二第一項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

第七条第十項中「各号に」を「各号のいすれに

も」に改め、同項第四号中「ヌ」を「ル」に改める。

(同号リからルまで)に、「同号ト」を「同号イ又

は「チ」に、「前条第五項第四号トに」を「前条第五項第四号イ又はチに」に、「前条第五項第四号ト又は「チ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は「チ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は「チ」に改め、同条に次の一項を加える。

第七条第五項第四号リに規定する法定代理

人、同号又に規定する役員若しくは使用人若

しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに

該当するおそれがあるものとして環境省令で

定める者に該当するに至つたときも、前項と

同様とする。

第十四条の二の二第一項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

第十五条の二の二第一項第一号中「ヌ」を「ル」に改める。

い者

第十九条第一項第五号中「第三号又は第五号

から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号

から第八号まで」に改める。

第二十二条第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に

関する法律の一部改正）

第百七十二条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五

号)と読み替えるに改める。

第百七十三条 後見人若しくは被保佐人を削る。

（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に

関する法律の一部改正）

第百七十二条 フロン類の使用の合理化及び管理

の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十

四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第五十一条第二号

イ及び第六十四条第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務

を適正に行うことができない者として主務省令

で定めるもの」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一

部改正）

第一百七十三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次

のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（引取業に関し行つた行為の取消しの制限）

第十条の二 引取業者(個人に限り、未成年者

を除く)が当該事業に関し行つた行為は、行

為能力の制限によつては取り消すことができる。

第十一条中「前条」を「第十条」に改める。

第四十五条第一項第一号を次のように改め

一 心身の故障によりその業務を行つては

ことができない者として環境省令で定める

<p>者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>第五十六条第一項第一号を次のように改め</p> <p>一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>第六十二条第一項第二号イを次のように改め</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>第十二章 防衛省関係</p> <p>(自衛隊法の一部改正)</p> <p>第一百七十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のよう改正する。</p> <p>第三十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第二号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の一」を「前項第一号又は第三号」に改める。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)。</p>
<p>及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日</p> <p>二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十八条、第八十四条、第八十七条、第八十八条规定を除く)、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百五十五条、第一百五十九条、第一百五十三条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第一百七十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日</p> <p>三 第一百四十五条(建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る)に限る)及び第一百四十六条建築士法第十条の二十一、第二项、第二十六条の五第二項及び第三十三条第五号の改正規定を除く)の規定 平成二十三年十二月一日</p>
<p>四 第百七十二条の規定 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>(行政庁の行為等に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行なわれた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八条の規定にいかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(検討)</p> <p>第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>
<p>第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という)第三十条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条第一項の規定により失職した場合に限る)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二条)第二条の四の規定による退職</p> <p>(海上運送法の一部改正)</p> <p>第八条 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)</p> <p>第九条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条の四第一項中「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条第一項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。</p>

第十九条の五第二号中「(同法第三十八条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め。

第十九条の七第一項中「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職し」を削る。

第二十三条第五項中「第七十九条に基づく」を「第七十九条の」に、「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「定が」を「定めが」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一一部改正) 第十九条 施行日前に旧国家公務員法第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第三十九条の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号(同法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む)、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三条第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十二条 第二項中「左の各号の一」を次の各号のいづれかに改め、同条第三項中「第三十八条第二号から第五号まで」を「第三十八条各号」に改め、同条第五項に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項に改正する。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十二条第一項第二号中「(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(歯科技工士法の一部改正)

第十六条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第一項ただし書中「又は第二項」を削

中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及び前二項」に改め、「。以下本条において同じ」と同条第七項中「者」の下に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正) 第十二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第三十八条第四号」を「第三十八条第三号」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一一部改正)

第十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

(自衛隊法第六項中「若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一一部改正)

第十四条 施行日前に第百七十四条の規定による改正前の自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号(同法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む)、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三条第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十五条 国家公務員退職手当法の一一部を次のように改正する。

(国家公務員退職手当法の一一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法の一一部を次のように改正する。

(歯科技工士法の一部改正)

第十七条 第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を削り、「第四条第三項」を「次条第三項」に改め。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条第一項の表第十六条各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六条第三号の項中「第十六条第三号」を「第十六条第二号」に改め、同表第七条第三号の項中「第七条第三号」を「第七条第二項」に改め、同表第三十二条の項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一一部改正)

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一一部改正)

第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第六項の表第六条第四号の項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改め、同表第六条第五号の項中「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同表第六条第六号の項中「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同表第六条第七号の項中「第六条第七号」を「第六条第八号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第六条第八号」から第七号まで」を「第六条第五号から第八号まで」に改める。

第四十五条 第六条第五号の項及び第六条第七号の項中「第六条第七号」を「第六条第八号」に改め、「第十一号第一号」を「第十一号」に、「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一一部改正)

第十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)

第十二条第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第十二条第一項第一号中「第十一号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一一部改正)

第五十三条第三項の表第十六条第三号の項中「第十六条第三号」を「第十六条第二号」に改め

る。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一
部改正)

第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する
法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次の
ようにより改正する。

第二十二条第四項中「第十九条第一項」を「第
十八条第一項に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部
改正)

第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置
法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次によ
うにより改正する。

第二十二条の表税理士法(昭和二十六年法律
第二百三十七号)の項中「第四条第四号」を「第四
条第三号」に改める。

(産業競争力強化法の一
部改正に伴う調整規定)

第二十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施
行の日(以下「第二号施行日」という。)が産業競
争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十
年法律第二百三十九号)の施行の日以後である場合
には、第一百三十九条中「第四十一条第四項第三
号イ」とあるのは、「第三十九条第四項第三号
イ」とする。この場合において、同法附則第八
条の規定によりなおその効力を有するものとさ
れる同法第一条の規定による改正前の産業競争
力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被
後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の
故障のため職務を適正に執行することができな
い者として主務省令で定める者」とする。
(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十七条 古物営業法の一部を改正する法律
(平成三十年法律第二百三十九号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第八条のうち質屋営業法第十九条第二項
の改正規定中「第十九条第一項」を「第十八条第二項
二項に改める。

(古物営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 第二号施行日が古物営業法の一部を

改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定

の施行の日前である場合には、第十条のうち、
古物営業法第四条の改正規定中「第四条第十号
中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十
一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条
第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改
め、同号を同条第九号とし、同条第七号」とあ
るは「第四条第八号中「第五号」を「第六号」に
改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同
条第八号とし、同条第六号ただし書中「第八号
を「第九号」に改め、同号を同条第七号とし、同
条第五号」と、「八 心身」とあるのは「六 心
身」と、同法第六条第一項第二号の改正規定中
「第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」と
あるのは「第六条第二号中「同条第七号」を「第八
号」とする。

2 前項の場合において、古物営業法の一部を改
正する法律のうち、古物営業法第四条の改正規
定中「同条第八号中「第五号」を「第七号」とある
のは「同条第九号中「第六号」を「第八号」と、「同
条第十号とし、同条第七号」とあるのは「同条第
十一号とし、同条第八号」と、「同条第九号と
し、同条第六号ただし書中「第八号」を「第十号
とあるのは「同条第十号とし、同条第七号た
し書中「第九号」を「第十一号」と、「同条第八号
とし」とあるのは「同条第九号とし、同条第六号
を「同条第八号」とし」と、同法第六条第二号の改
正規定中「同条第七号」を「第九号」とあるのは
「第八号」を「第十号」と、附則第一条ただし書中
「同条第七号」とあるのは「同条第八号」とする。

者」を「六 未成年者」に改める。

理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成
二十八年法律第二十九号)に基づく措置として、
成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当
に差別されないよう、国家公務員法等において定
められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠
格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等
を図る必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

者」を「六 未成年者」に改める。

理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成
二十八年法律第二十九号)に基づく措置として、
成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当
に差別されないよう、国家公務員法等において定
められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠
格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等
を図る必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

令和元年五月二十八日印刷

令和元年五月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

U